

人權教育事例集

社会教育編



島根県教育委員会

はじめに

島根県教育委員会は「島根県人権施策推進基本方針」に基づき、人権教育の取組の推進を図るため、平成13年度に「人権教育指導資料」を作成いたしました。そして、県内各機関に配布し、その活用についてお願いしてきたところです。このたび、「人権教育指導資料」が示す内容や方法の具体化を図るため、本事例集を作成いたしました。

人権教育を進める上で大切なことは、知識の習得だけでなく、日常生活の中で生かせるような技術（スキル）や態度等を育むことができるような内容を取り入れることと考えます。そこで、本事例集では、参加者の主体的な活動やコミュニケーションを通して技術（スキル）や態度を育むことにつなげる学習方法の例として、「参加型学習」を中心とした指導事例を各重要課題別に提示いたしました。地域や職場などの実態に即してこの事例集を活用していただき、より充実した人権教育への取組が推進され、その成果があがることを期待しています。

本事例集の作成にあたってご尽力いただきました編集協力委員の皆様方に厚くお礼申し上げます。

平成15年3月

島根県教育委員会

目 次

はじめに

参加型学習について	1
-----------	---

アイスブレイキング

1 ジャンケン自己紹介	6
2 バースデーライン	7
3 4つのコーナー	9

人権一般

1 身近な標語から	11
2 差別の木を切る	16
3 心のメガネ曇ってませんか？	22

女性

1 歴史上の人物？	26
2 ジェンダー川柳	28

子ども

1 ぼく いやだ	34
2 子どもの権利を考えよう～ちがいのちがい～	39

高齢者

考えよう！シルバーエイジ	44
--------------	----

障害者

1 どうして、入れないの？	47
2 みんながアドバイザー	51

同和問題

1 部落差別とは？	55
2 教科書記述から学ぶ	59

外国人

楽しい語らい	64
--------	----

患者及び感染者等

エイズについて考えよう	66
-------------	----

参加型学習について

島根県教育委員会では、「島根県人権施策推進基本方針」に基づく人権教育の推進を図るために、平成13年度に「人権教育指導資料」を作成しました。そしてこの「人権教育指導資料」に基づく人権教育の具現化をめざして、本書「人権教育事例集(社会教育編)」を作成しました。

県内のあらゆる社会教育の場でこの事例集が活用され、人権教育・啓発が一層充実することを願っています。

これからの人権教育と参加型学習

日本における人権に関する学習は、主に同和問題の解決を目指す取組の中で工夫を加えながら進められてきました。そして、一定の成果を上げてきたといえます。

これからの人権教育は、これまでの同和教育の取組の成果や手法を生かすとともに、さらに効果的な学習を工夫していくことが求められています。

これまでの学習において、「学習者が受け身となりがちである」「学習が知識の理解にとどまり行動への意欲や態度化につながらない」という問題点が指摘されてきました。ここで紹介する「参加型学習」は、これらの課題への対応として期待されます。

「参加型学習」は、世界で行われている人権教育の手法に学ぶものの一つです。国内をはじめ県内においても、人権教育を推進するための研修で取り組まれ、すでにさまざまな成果をあげています。その手法から学ぶことは多いと考えます。

参加型学習とは

ここでいう参加型学習とは、参加者の主体的な活動とコミュニケーションを大切にする学習手法を用い、差別や偏見に対する「気づき」を大切にしながら、「人権教育指導資料」で取り上げた人権課題に対する「理解」「技能」「関心・意欲・態度」を総合的に高めていこうとする学習です。単なる知識の伝達にとどまる講義型の学習以外のものを指します。

この参加型学習の最終的なねらいは、学習を通して得た「気づき」「知識」「技能」「関心・意欲・態度」を日常生活に生かし、人権を守り育てる社会に積極的に参加する人間を育てることにあります。

本書では、近年「体験的参加型学習(ワークショップ)」としてさまざまな研修会で紹介されているものや、以前から取り組まれてきた交流活動・ビデオフォーラム等の学習を含めて幅広く紹介しています。

参加型学習の特徴について

参加型学習の特徴を知ることは、この学習のよさを生かすために大切です。学習スタイルの特徴と学習の効果は、次のとおりです。

【学習のスタイル】

参加者が積極的に学習できるように、人権問題に関わる直接的な体験や間接的な体験の手法を多様に取り入れています。

時にはゲーム的な要素も取り入れ、和やかな雰囲気の中で学習を進めます。

参加者どうしはもちろんのこと、学習を推進するファシリテーター（促進役）と参加者も対等な関係で語り合い、ともに学び合う学習スタイルをとります。

（本書では紹介していませんが、「ランキング」「ディベート」「ロールプレイ」等の手法もあります。）

【学習の効果】

体験的な活動と話し合いを通して、参加者一人一人に偏見や差別についての「気づき」が生まれ、その「気づき」が深められたりします。具体的な人権に関わる問題場面での対応の仕方（スキル）を高めることもできます。

参加者どうしのコミュニケーションが促進され、力を合わせて人権課題の解決に向かおうとする意欲や態度が高められます。

年齢や性別や社会的立場などを越えた人とのつながり、やわらかく温かい研修の雰囲気が、今後の研修参加への意欲を高めます。

参加型学習を生かして研修を充実させるために大切なこと

参加型学習が体験活動やゲームに終始し、ねらいに迫ることができないことがないように次の点に留意する必要があります。

学習のねらいを明確にして研修計画を作成する。（掲載した事例の学習のねらいは、「人権教育指導資料」で示した人権課題の解決に向けて人権学習を進める視点から設定されています。）

参加者の実態をしっかり把握し、学習意欲を引き出すことができる学習方法を選ぶ。導入やまとめを工夫し、学習の意味づけや、必要に応じた情報の提供、実践への意欲づけをする。（*本書では、まとめの段階での「ふりかえり」の仕方について具体的に例示しています。）

テーマに沿って、体系的・系統的知識を習得する学習と参加型学習のそれぞれの良さを取り入れながら、総合的な高まりをめざす研修全体計画を作成する。（参加型学習は万能ではありません。それぞれの学習の特徴を生かすことが大切です。）

参加型学習を実践するための基礎知識

参加型学習はファシリテーター（促進役）によって学習が進められます。学習は導入としての「アイスブレイキング」に始まり、学習のねらいに迫るための「アクティビティ」を行います。プログラムによってはいくつかのアクティビティを組み合わせることで展開が組まれることもあります。最後に、まとめとしての「ふりかえり」を行って学習が終わります。

【基本的な学習の流れ】

	活動の内容	活動の内容
導 入	アイスブレイキング*1)	学習の場の雰囲気づくり ねらいとする課題に対する方向づけ
展 開	アクティビティ*2)	研修のテーマにそった学習活動
ま と め	ふりかえり*3)	活動全体の反省とまとめ

（本書で掲載している事例は、基本的な流れに基づいて作成されています。）

【ファシリテーター】

学習活動を進行したり活性化したりする役割を担います。参加者間の交流がうまく進められるように配慮し、参加者の気づきを引き出したり、実践への意欲を高め行動化を促したりすることが求められます。参加者一人一人の状態を把握し、参加者が安心して学習できる状況を作り出すことも求められます。

ファシリテーターとして心がけること

講座全体が開放的になるような雰囲気づくりをする。

参加者の主体性を尊重し、問題の解決は参加者自身に任せる。

マイナス意見であっても貴重な話題提供ととらえて受け止める。

（ただし、偏見や差別意識を温存助長するような発言に対しては、正面から向き合い、話し合いの中で修正をしていくことが必要です。）

参加者どうしの対立的な状況が起きたり、参加者のプライバシーが侵害されたりしないようにする。そのためには、あらかじめ学習集団の構成や特性を十分に理解しておくとともに、学習の場で出たプライバシーに関わる情報は外部に持ち出さないことを参加者と約束しておく。

参加者が学習の意味づけをすることができるように、適切な助言をする。

* 判断に困るような質問や意見が突然出ることもあります。そのような時には、あわてずに対応することが大切です。わからないことに対しては、その場で取りつくりせず、後から誠意を持って回答するようにします。場合によっては、その場の参加者に投げかけて、一緒に考えてもらうこともよいでしょう。

*** 1)【アイスブレイキング】**

緊張感をほぐし、学習をより効果的に進めていくための雰囲気づくりをします。必要に応じて展開の中でも取り入れます。内容は、その後の活動につながるものであるとより効果的です。

*** 2)【アクティビティ】**

アクティビティとは、ねらいに迫るための活動のことです。活動によってはアクティビティを複数組み合わせることで展開することがあります。その場合は、アクティビティごとに簡単な「ふりかえり」を入れていくこともあります。

*** 3)【気づきを深め生かすための「ふりかえり」】**

学習全体を参加者一人一人がふりかえるとともに、みんなで互いの学びを確かめ合います。学習を通して得た「気づき」を自分自身に対する新たな発見として自覚したり、これからの実践への意欲を高めたりする大切な時間です。学習の活動を整理して、人権教育における意義を確認することもできます。

ファシリテーターには、学習の状況に合わせて適切な支援が求められます。事例では、「ふりかえり」の仕方の具体例を「コメント例」として紹介しています。

参加型学習を進めるための約束

学習をよりよく成立させるためには、参加者に「参加者の権利」と「学習の約束」を示して協力を願う必要があります。

【参加者の権利】

参加者には、「答えがわかりません」「意見がまとまりません」「答えたくありません」「ちょっと待ってください」という権利があります。

【活動中の約束】

参加者の基本的な約束です。この約束を守ることで学習が効果的に進みます。

自分の思いをテーマにそって率直に話す。
 他の人の発言は最後まで聞き、途中で話をとったりしない。
 自分と違う立場の意見を尊重し、否定したりしない。
 私語をせず活動に集中する。
 活動の中で出てきた参加者のプライバシーに関する情報は、外部に出さない。
 (学習のはじめに参加者とともに学習の約束を作ることも意味のある活動です。)

本書を生かした実践を行うために

はじめにも紹介しましたが、本書は「人権教育指導資料（巻末に概要版を掲載）」に基づく人権教育の具現化をめざして作成したものです。「人権教育指導資料」で指摘している各人権課題の「現状と課題」や社会教育における「指導の重点」を押さえて、この「人権教育事例集」を活用することが大切です。

本書は「参加型学習について（ ）」「アイスブレイキング（ ）」「人権一般プログラム（ ）」「人権課題別プログラム（ ～ ）」で構成しています。

「参加型学習について」では、参加型学習を実践するための基本的な考え方を説明しています。これまでの実践を通してわかってきた留意点についてもふれています。

「アイスブレイキング」では、活動内容を参加対象者（初対面かどうか）に配慮して紹介しました。また、活動内容が人権教育を意図したものとなるように、人権について考える視点が入ったものを取り上げています。

「人権一般プログラム」では、さまざまな人権課題に触れながら人権問題の本質に迫る学習活動を取り上げています。内容を絞って扱うことにより、「人権課題別プログラム」の学習として扱うこともできます。

「人権課題別プログラム」は、「人権教育指導資料」で示した人権課題ごとの指導の重点に対応したものです。学習内容は参加者の実態と研修時間に応じて工夫して扱うことが大切です。発展的な扱いをするために「学習を深めるために」として、取り扱い上の工夫についても紹介しています。

それぞれのプログラムは、「（１）学習のねらい」「（２）準備するもの」「（３）進め方」「（４）コメント例」「（５）学習を深めるために」で構成されています。

中でも、「（４）コメント例」では「ふりかえり」段階でのファシリテーターのコメント例を示しました。島根県内の状況や取組についても紹介しています。関係機関についても紹介しているところもありますので、ファシリテーターが学習のまとめをする時に活用してください。

本書の中で「県民意識調査」としてしていますのは、平成11年6月に島根県が行った「人権問題に関する県民意識調査報告書」のことです。

ジャンケン自己紹介

【参加者が初対面の場合に効果的】

(1) 学習のねらい

人権学習の導入として、参加者の緊張をほぐし、誰とでも気軽に言葉を交わせる雰囲気をつくる。

(2) 準備するもの

- ・ストップウォッチ

(3) 進め方

参加者に自由に座ってもらい、活動の仕方について説明する。

自己紹介を兼ねて、簡単なジャンケンゲームをします。皆さんには、自由に相手を見つけてジャンケンをしてもらいます。

勝った人から「名前」「所属」「今の気分」(内容は、参加者の実態に応じて決める。)を相手に伝えます。負けた人は、勝った人の後から同じように伝えます。

互いに紹介が終わったら、新しい相手を見つけてジャンケンをします。

できるだけたくさんの人とジャンケンをしてください。勝った回数は覚えておいてください。

時間は、3分間です。それでは始めましょう。

スタートの合図を送って、3分間計測する。

終わりの合図を送り、その場に腰をおろしてもらおう。

勝った回数を確認し、多かった人に拍手を送る。

参加者から感想を聞く。

(4) コメント例

今日の研修は、皆さんに体験を通してそれぞれの思いを語り合ってくださいます。

感じ方や考え方は、人によって様々です。お互いの感じ方や考え方から、たくさんのことを学びあいましょう。

ジャンケンゲームで始まったこの出会いが、研修の中でさらに深められることを願っています。

(5) 配慮事項

勝ち負けを強調しすぎないように配慮し、最後に自分の周囲の人に「ありがとう」と声をかけて場所を移動するように働きかけてもよい。

バースデーライン

【参加者が初対面の場合に効果的】

(1) 学習のねらい

人権学習の導入として、参加者の緊張をほぐしながら、互いに理解し合おうとする活動を体験し、積極的に研修に参加できる雰囲気をつくる。

(2) 準備するもの

- ・ストップウォッチ

(3) 進め方

参加者に自由に座ってもらい、活動の仕方について説明する。

私たちは言葉を使ってコミュニケーションをしています。しかし、言葉を使わなければ、コミュニケーションは成り立たないのでしょうか。

今日は、まず最初に、言葉を使わないコミュニケーションを体験していただきます。

これから、誕生日の早い順に一列にならんでいただきます。先頭は1月で、12月が後ろになります。偶然誕生日が同じだった場合には、お互いの判断で前後を決めて下さい。

私が「始め」と言ってから「終わり」と言うまで、一切言葉を発してはいけません。

果たして言葉に頼らずに並ぶことができるのでしょうか。できるとすればどれくらいの時間がかかるのでしょうか。

それでは始めましょう。

スタートの合図を送ったら、全員が並び終わるまでの時間を計る。

全員が並び終わったら「終わり」の合図を送り、その場に腰をおろしてもらおう。

きちんと並ぶことができたか、1人ずつ誕生日をいってもらおう。間違えがあればその場で訂正する。誕生日が同じ人がいれば、並び方の前後を決めた理由を聞いてもよい。

時間を発表し、体験してみた感想を数人に聞く。(早いと感じたか、遅いと感じたか意見を聞くこともよい。)

(4) コメント例

言葉を使わなくてもコミュニケーションをすることができましたね。これは、「伝えよう」「理解しよう」とする気持ちがあったからではないでしょうか。

確かに言葉は大変大きな力を持っています。しかし、言葉だけでは正しく伝えたり、正しく理解したりできない場合もあります。互いに理解しようという気持ちがあつてこそ、言葉はその力を発揮するのではないのでしょうか。

今日の研修では、この理解し合おうとする気持ちがとても重要なポイントになります。体験や話し合いを通して、いっしょに考えていきましょう。

(5) 配慮事項

参加者相互が楽しく出会えるために、ゲーム感覚で取り組んでもらえるよう声かけをする。間違いを強調しすぎないように配慮し、「自分のポジションが確認できて、よかったですね。」「譲り合いの気持ちが嬉しいです。」など、励ましや賞賛の声かけをする。人数や会場の状況に応じて、複数のグループに分けたり、時間に余裕があれば、言葉を発して名前のあいうえお順で並び替えをし、比較しながら感想を求めてもよい。必ずしも先頭が1月でなくてもよい。例えば10月からスタートし、9月で終わるという方法も考えられる。

参考資料：ワークショップ「気づき」から「行動」へ
(財団法人 地域改善啓発センター)



4つのコーナー

【職場・職域等、参加者が固定している研修の場合も効果的】

(1) 学習のねらい

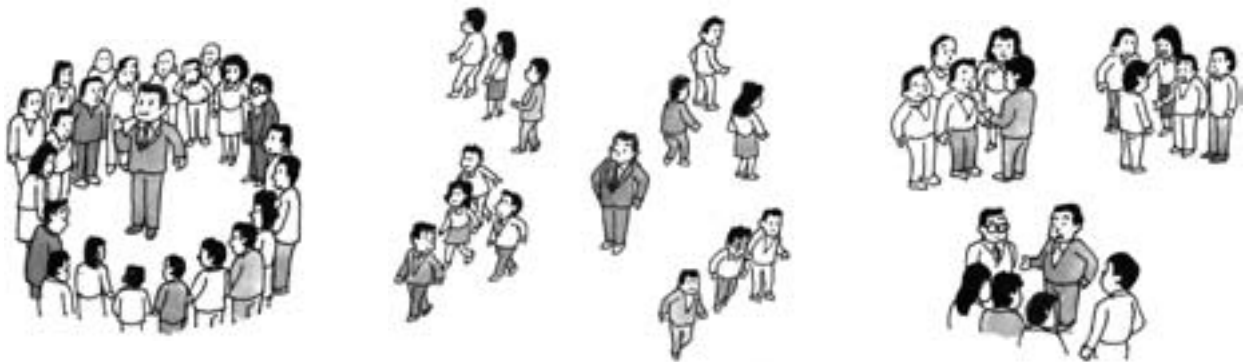
人にはいろいろな考え方があることに気づき、相互理解を深めていこうする意欲を高めるとともに、参加者が研修に積極的に参加しやすい雰囲気をつくる。

(2) 準備するもの

- ・ 4枚の掲示用カード

(例：「正しい」「まちがっている」「たぶん正しい」「たぶんまちがっている」)

(3) 進め方



参加者全員を研修会場の中央に集め、活動の仕方について説明する。

これから質問を出します。自分の考えが「正しい」「まちがっている」「たぶん正しい」「たぶんまちがっている」(4枚の掲示用カードを示しながら)の4つのうちどれに近いのかを考えて、カードのある場所に動きます。答えに正解はありません。自分の考えに従って移動してください。

それぞれのコーナーに集まったら、一人ずつ自己紹介に合わせて、自分がどうしてそのコーナーを選んだのかという理由を簡単に話してください。

集まってもらう場所を確認しながら、研修会場の四隅に4枚の掲示用カードを貼る。質問を伝える。

質問の内容例

個人の好みによるもの

例：「くだものはおいしい」 「日本人は寿司が好きだ」
「もっとも美しい花は桜である」

個人の判断によるもの

例：「人はみんな本当はいい人ばかりで、悪い人はいない」

「大人は子どもよりも物知りだ」 「女の子は男の子よりおしとやかだ」

社会問題として考えさせたいもの

例：「戦争は悪だ」

「病气やけがが重傷で治る見込みのない人は、自分の命を終わらせる決定をく
だす権利がある」

「世界が平和になることはありえない」 「女性は就職の時に差別されている」

人と相談せず、自分の考えで4つのコーナーに移動してもらおう。どちらでもよいという判断はせずに、必ず1つの場所に動いてもらう。

それぞれのコーナーを回りながら、自己紹介と意見交換がスムーズに進んでいるかどうか確認し、必要に応じて声がけをする。

全員が話し終わったことを確認し、それぞれのコーナーの数人にその場所に行った理由を話してもらおう。グループで話す時間は、人数を見ながらあらかじめ決めておいてもよい。参加者が少人数で、時間に余裕がある場合には、2問出題して、メンバーの入れ替えを行ってもよい。

参加者から感想を聞く。

(4) コメント例

このアクティビティを通して、人にはいろいろな考え方があるということに気づくことができたのではないのでしょうか。

人はそれぞれ価値観が異なります。様々な価値観に出会い、その中で大切なことは何かを考えていくことが、人権についての学習の第一歩だと考えます。

この後の研修でも、お互いの気持ちや考え方を尊重し学び合いましょう。

(5) 配慮事項

自由に話す雰囲気大切に、どんな意見に対しても否定はしない。

対立する意見の理由がはっきりしている場合は、意見の違う人どうして話し合わせてもよいが、その場合、どちらがより良いかという判断はさせない。お互いの意見の違いを認めあうことに重点をおく。

年齢・集団の質の違いによって、質問の内容は異なる。アイスブレーキングでこのアクティビティを実施する場合は、参加者が話しやすい質問（日常生活に関わりの深い質問）を準備するが、社会問題や人権の問題を扱って、時間をかけて研修することもできる。

参考資料：人間関係を豊かにする授業実践プラン50（小学館）

身近な標語から

(1) 学習のねらい

暮らしの中にある様々な標語をもとに、人権問題を加害者と被害者の関係性からとらえ、人権問題とはいったい誰の問題なのかということに気づく。

(2) 準備するもの

- ・ワークシートまたはそれを拡大したもの



(3) 進め方

ワークシートを配付し、次のように問いかける。

「ここに私たちの身近な問題を扱った4つの標語があります。今日はこの4つの標語を人権という視点から考えてみたいと思います。これらの標語の中で、人権尊重の視点から特徴をもっていると思われるものを1つだけ選んでください。また、その理由も説明してください。」

(5分)

グループ(または2人組)で話し合う。(10分)

状況によっては、次のようなヒントをもとに助言する。
 「人権問題を加害者と被害者との関係から考えてみましょう。」
 例 ・強者と弱者の関係 ・多数と少数の関係

2～3のグループに発表してもらおう。
 コメント例を参考にし、ふりかえりを行う。

(4) コメント例

それぞれの標語は、『誰』に対して呼びかけられているものなのかを考えてみましょう。そして人権侵害をなくしていくためには『何が大切なのか』を見い出していきましょう。
 (解説シートを配付し、説明する。)

標語1：「女性の一人歩きは やめましょう」について

どうして、一方的に被害を受ける側が注意されなくてはならないのでしょうか。注意されるべきは、被害者ではなく加害者の側ではないでしょうか。

標語2：「こら痴漢 よるな触るな 目を覚ませ」 について

加害者となる痴漢に対して注意を呼びかけているところに視点の違いがあります。痴漢行為が発生するのは、被害を受ける側の責任ではないと考える立場から作成されている標語といえます。

標語3：「飛び出すな 車は急に止まれない」 について

この標語は、道路に飛び出すかもしれない子どもに対して注意を呼びかけるために作られているといえます。しかし、事故が起きた時、被害者となるのは子どもの側です。

そして、子どもと車の関係をみた時、子どもが弱い立場で車が強い立場といえます。遊びに夢中になっている子どもが道路などに飛び出す可能性があることは、十分に予想されることではないでしょうか。このように考えると、注意を喚起すべきは、むしろ運転手の側ではないでしょうか。

標語4：「ちょっと待て 老いの甘えは 事故のもと」 について

この標語は次のような意図で作られたものです。

横断歩道を渡る時など、高齢者は時間がかかることがあります。

ある時、高齢者が「人は高齢である自分のペースにあわせてくれる。」と思い、横断歩道を自分のペースで歩いていました。その人は自分としては懸命に歩いているつもりでしたが、道路を横断しきらないうちに青信号が赤に変わり、横断途中で事故に遭ってしまいました。

今後はこのような事故が起きないように、高齢者も「人は高齢である自分のペースに合わせてもらえる。」というように考えるのではなく、周囲の状況を判断しながら行動することが必要ではないでしょうか。

さて、人権尊重の立場から考えてみれば、事故の原因は、横断歩道を歩くのに高齢の方が時間がかかってしまったからと、単純に判断して良いかということです。高齢者を見たら、信号の色は別にして運転者は徐行すべきではないでしょうか。

4つの標語の中には、被害者に対して注意を呼びかけているものがあります。しかし、人権侵害をなくしていくためには、まずは、加害者の方に「やめなさい。」と言うべきではないでしょうか。被害の原因を、被害者や弱者に求めることには、問題があるのではないのでしょうか。

このような捉え方から、4つの標語をみると、標語2のみ、加害者となるかもしれない相手に注意を呼びかけているところに視点の違いがあるといえます。

(5) 学習を深めるために

人権尊重の視点から身近にある標語を捉え直し、被害者に対して注意を呼びかけている標語があったら、加害者の側に注意を呼びかけるような「作り替え」を試みるのも効果的である。

発展的な扱いとして、人権標語を作ってみるのもよい。

(6) 誤解を招かないために

4つの標語はそれぞれ目的を持って作られたものです。標語としてふさわしくないというわけではありません。

交通事故のない社会をつくることは、国民の願いです。そして、「交通安全運動」は、すべての人が取り組まなければならないものです。このことを否定するものではありません。

犯罪防止の立場から、被害を受ける側にも注意を呼びかけることを批判しているのではありません。



問い： 次の4種類の標語のうち、人権尊重の視点から特徴をもっていると思われるものを1つだけ見つけてください。
また、その理由も説明してください。

1. 「女性の一人歩きは やめましょう」

2. 「こら痴漢 よるな触るな 目を覚ませ」

3. 「飛び出すな 車は急に止まれない」

4. 「ちょっと待て 老いの甘えは事故のもと」

問い： 次の4種類の標語のうち、人権尊重の視点から特徴をもっていると思われるものを1つだけ見つけてください。
また、その理由も説明してください。

1. 「女性の一人歩きは やめましょう」

【解説】

- (1) どうして、一方的に被害を受ける側が注意されなくてはならないのでしょうか。
- (2) 注意されるべきは、被害者ではなく、加害者側ではないでしょうか。
- (3) 被害の原因を、被害者側に求めているところに問題があるのではないのでしょうか。

2. 「こら痴漢 よるな触るな 目を覚ませ」

【解説】

- (1) 加害者となる痴漢に対して注意が向けられているところに視点の違いがあります。
- (2) 痴漢行為が発生するのは、被害を受ける側の責任ではないといえるのではないのでしょうか。

3. 「飛び出すな 車は急に止まれない」

【解説】

- (1) 子どもと車の関係は、子どもが弱者であって車が強者です。
- (2) 注意を喚起すべきは、車の運転手の側です。
- (3) 遊びに夢中になって、道路などに飛び出すのは、十分予想されることです。
- (4) 人権尊重の立場からこれを言い替えるとすれば、どのような表現が考えられるでしょうか。
(例)「気をつける 子どもは急に飛び出すぞ」
- (5) 道路は車が通行しているところであり、急に飛び出すと危険だという指導が、子どもに対して必要ないと言っているわけではありません。

4. 「ちょっと待て 老いの甘えは事故のもと」

【解説】

- (1) 高齢者を見たら、運転者が徐行するなど注意すべきでしょう。
- (2) 高齢者は、甘えてはいけないという見方に誤りがあります。
- (3) ここでは、人権尊重の立場から考えてみましょうということであって、交通法規や免責のことについて説明しているわけではありません。

差別の木を切る

(1) 学習のねらい

差別の現存認識に立ち、同和問題をはじめ、様々な人権問題の生起から解決に向けての話し合いや、作業等に取り組むことによって、差別解消への意欲と実践力を高める。

(2) 準備するもの

- ・「人権の木」を描いた模造紙各グループに1枚
 - ・短冊(7.5cm×21.0cm)白色、黄色、青色、ピンク色 各1人5枚～6枚
 - ・葉の形に切った紙(緑色).....各グループに12～15枚
 - ・やすりの形に切った紙(黄色).....各グループに1枚
 - ・糊...各グループに2～3個
 - ・マーカー...各グループに3セット
- (紙の色は、参考までです。)

(3) 進め方

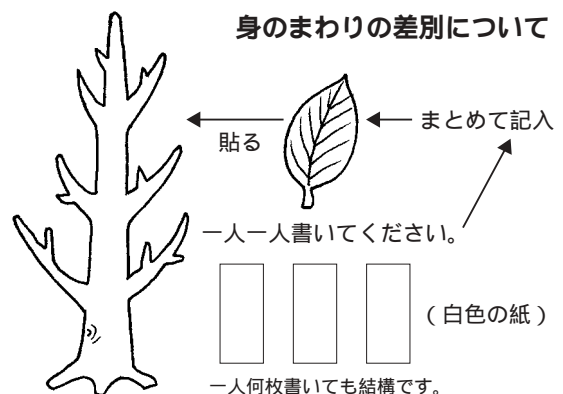
参加者が多い場合は、グループ別になり、司会者を中心に取組を進める。なお、司会者は進行役を兼ねる。

ファシリテーターから取り組み方について説明する。(10分)

次のような流れで進める。

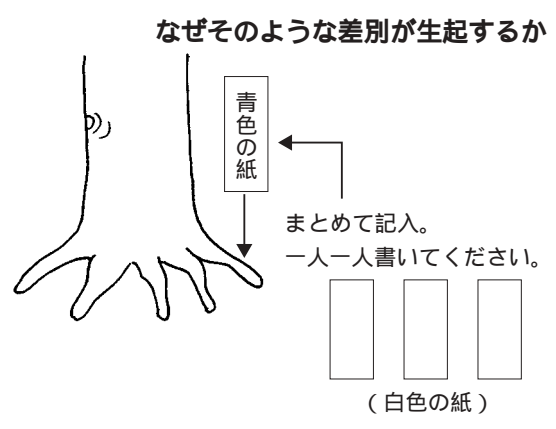
自分たちの身のまわりには、どのような差別があるでしょうか。(25分)

- ・思いついたものを、各自白色の紙に書き出す。1人何枚書いてもよい。
(例・女性、子ども、高齢者、障害者、同和問題、アイヌの人々、外国人、HIV感染者等重要課題から...その他家庭、地域、職場等の中から)
- ・書き終わったら1人ずつ発表し、それについての付け加えや、それにかかわる自分自身の体験などを出し合い、話し合いに具体性をもたせる。
(例・いつどのような差別を受けたか、差別を見たか、どう思ったか)
- ・司会者を中心に出た意見をできるだけ集約し、葉の形の紙に書いて模造紙の先の部分に貼る。まとめきれない場合は、そのまま書く。枝には、総括的な表記をする。
(例・部落差別、女性差別等)



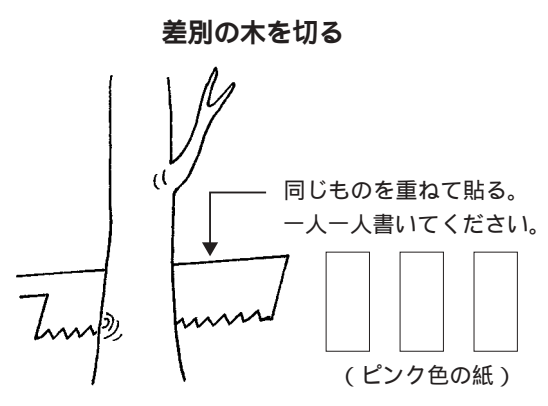
で取り上げたことについて、なぜそのような差別が起きるのでしょうか。また、差別を温存する要因や差別意識を支えるものは何でしょうか。(25分)

- ・各自考えたことを、白色の紙に書く。
(部落差別の場合...偏見、世間体、優越感など)
- ・書き終わったら1人ずつ発表し合い、それについて話し合う。(この部分を深めていく)
- ・話し合いをとおして、できるだけ集約した形で青色の紙に書き、模造紙の根っこの部分に貼る。



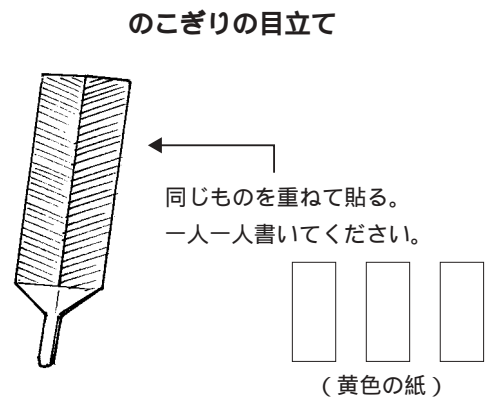
この「差別の木」を切るにはどのようにすればよいのでしょうか。(20分)

- ・それぞれの立場から、差別をなくすにはどうすればよいか、考えをピンク色の紙に書く。
個人として、自分に何ができるかを考える。
家庭では、職場では、地域では、行政ではなど、様々な立場でどうすればよいかを考える。(例・身元調査に協力しない)
- ・模造紙ののこぎりの部分にまとめて貼る。



「差別の木」を切るのには、よく切れるのこぎりが必要であり、そのためには目立てをしなければなりません。この目立てに当たることとして、どのようなことが大切でしょうか。(15分)

- ・それぞれの考えを黄色の紙に書く。
(例・人権感覚、感性など)
- ・それぞれの考えをまとめて、やすりの形の紙に貼る。



この取組をとおして、感じたことや思ったことについて話し合しましょう。
(15分)

(この研修に取り組んでの成果は、そして課題は)

ふりかえりをする(10分)

(4) コメント例

「もう、差別はなくなった。」とか「差別が見えにくくなった。」とか言われることを聞くことがあります。そうした中で、の身のまわりにある差別に取り組むことによって、まだまだ多くの差別があることが明らかになったと思います。

従って、引き続きしっかりと差別の解消に取り組んでいくことが必要であり、同和問題をはじめ、人権問題の解決に向けて取り組む場合、まずこうした現存認識・現状認識に立つことが大切です。

さらに、差別解消のためには、その生起や温存してきている要因や背景を究明し、課題の明確化に取り組むことが重要です。そうした過程を踏まえることによって自ずと、差別解消のための取り組み方が明らかになってくるのではないのでしょうか。このように一貫性を持った取組が効果的かつ重要ですが、一般的には差別の現状や差別事象等について知ることはあっても、それ以上の取組を進める場合は少ないように思われます。

こうした小集団での取組によって、新たな気づきや発見があり、みんなで取り組んでいくことの大切さや、すばらしさも感じとれたのではないのでしょうか。同時にこうした取組をすることによって、自らの人権感覚を磨き、人権意識の高揚を図ることができるのです。

(5) 学習を深めるために

まず一人一人の活動を重視し、主体性と課題意識をもって取り組めるようにする。

ファシリテーターは、広がりと深まりをつくるため、必要に応じて各段階でヒントを与えたりする。

「差別の木」を切る段階では、それぞれの実践や体験を踏まえた意見を出し合うようにし、形式的な討議にならないようにする。

作業は手際よく行い、討議に十分時間をかけるようにする。

(6) その他の方法 『人権の木を育てる』

この学習方法は、『差別の木を切る』とは、基本的には逆の発想で設定されている。つまり、差別の現状を明らかにして、そこから差別解消に向けての一貫性をもって進める手法とは違い、プラス思考で進める課題設定になっている。

次の課題設定等を参考にして教材化し、学習に取り組んでみよう。

進め方

次の課題について、2人組になって取り組む。

- ・「公園に美しい花を咲かせ、立派に育っている木があります。この木の根っこの部分に相当するものとして、「人権の木」ではどんなことが考えられますか。」
- ・「水や肥料等の不足で根っこが育たないと、木は十分生長しませんが、「人権の木」の根が育たないとすれば、何が要因だと考えますか。」
- ・「根っこが育てば、木々は青々と茂り、美しい花が咲くことでしょう。さて、「人権の木」では、どんな花が咲くでしょう。」
- ・「『人権の木』に美しい花を咲かせるため、日々の生活の中で、どんなことを実践されていますか。」

それぞれの課題について、また、全体をとおして全員で話し合う。」

取組のポイント

人を思いやる心の醸成、相互に認め合い、支え合う人間関係の構築、自他の人権の尊重等、多面的な角度から意見や情報を出し合う、広がりや深まりのある討議は、共生社会の実現をめざした確かな取組であると言えます。

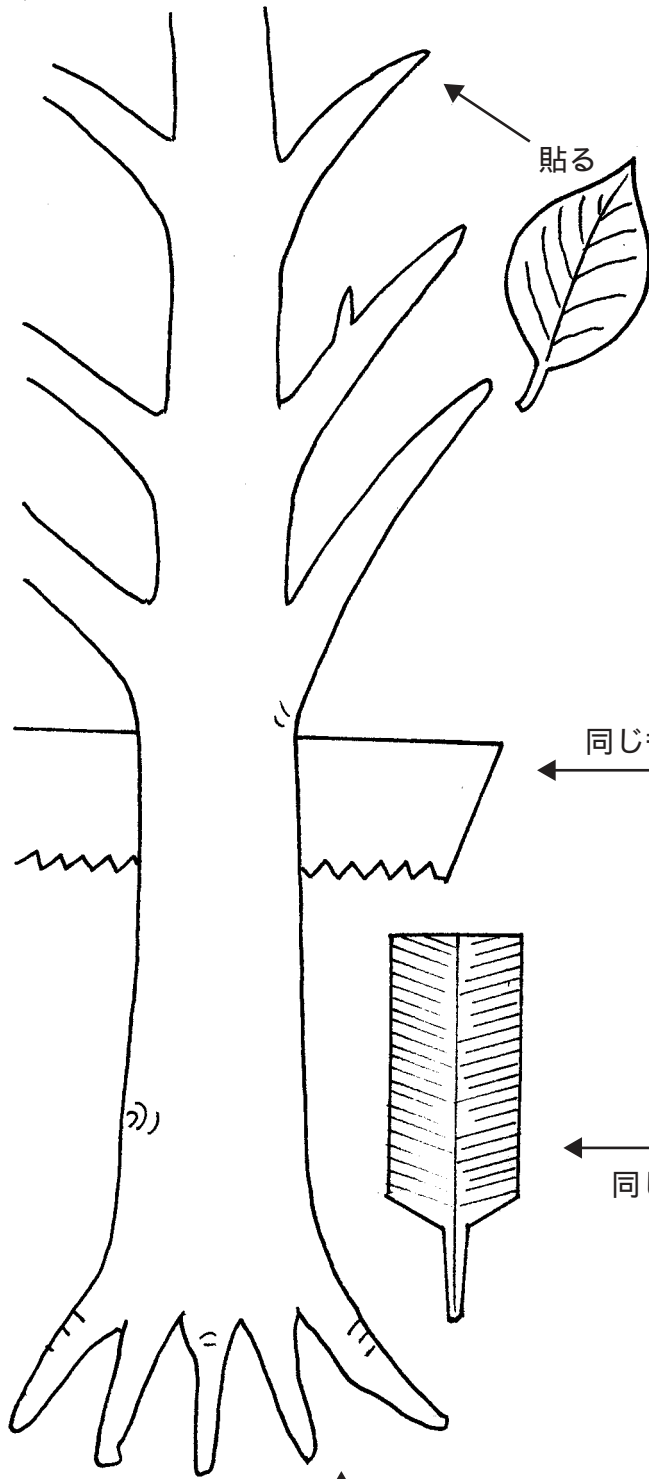
また、障害状況を除去し、明るい将来展望に立つことは、実践意欲を高めることにつながり、集団での取組は課題の共有化であり、さらに多様な意見やとらえ方に接することは、自己変革と連帯意識の高揚を図ることでもあります。

参考資料：ひろげよう人権「差別の木」(東京人権啓発企業連絡会)



平成14年度「同和問題を考える女性の集い」で作成されたもの

差別の木を切る



身のまわりの差別について

一人一人書いてください。

まとめて記入

Three vertical rectangular boxes for writing.

(白色の紙)

一人何枚書かれても結構です。

差別の木を切る

一人一人書いてください。

同じものを重ねて貼る

Three vertical rectangular boxes for writing.

(ピンク色の紙)

のこぎりの目立て

一人一人書いてください。

同じものを重ねて貼る

Three vertical rectangular boxes for writing.

(黄色の紙)

なぜそのような差別が生起するのか

一人一人書いてください。

まとめて記入

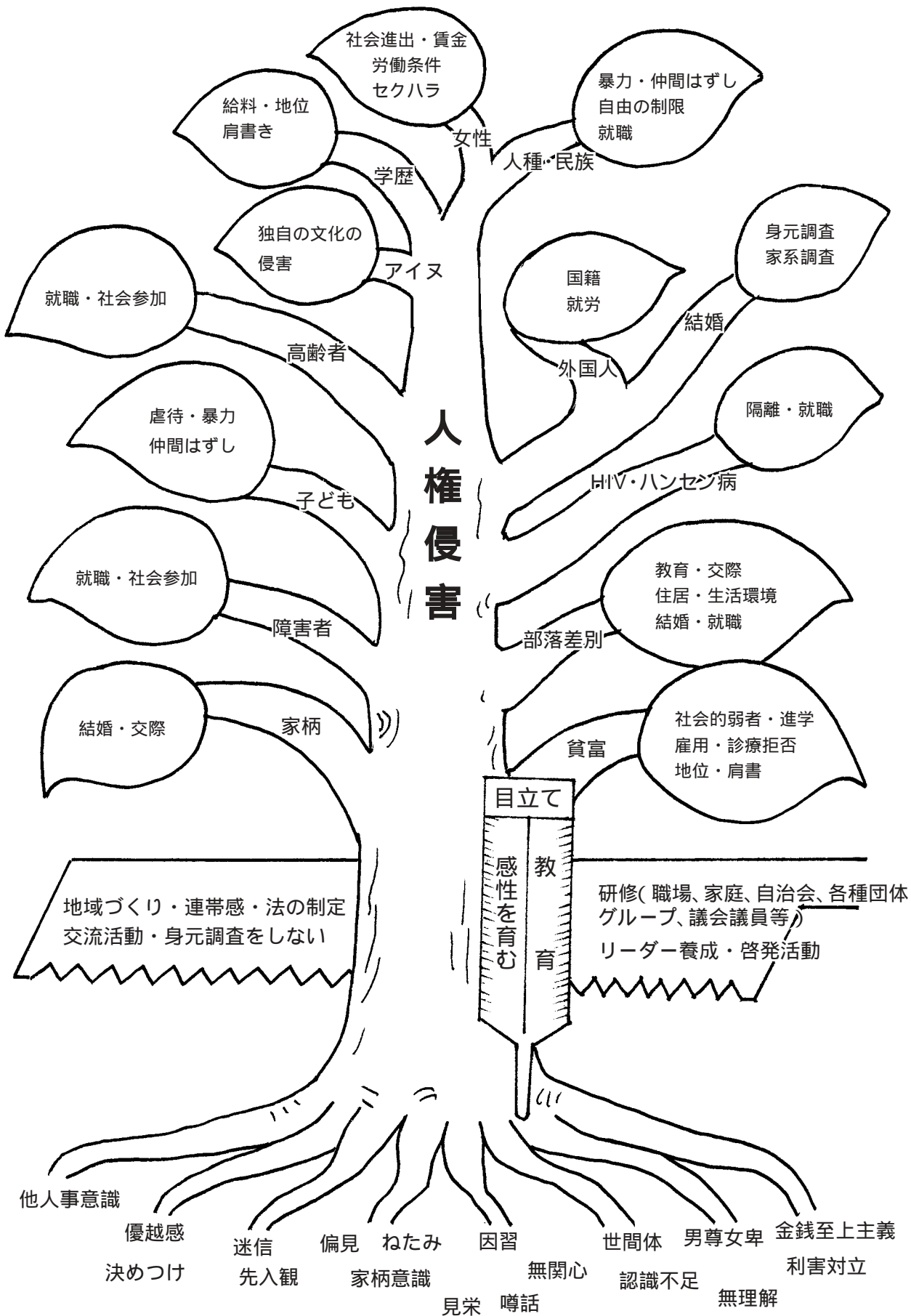
青色の紙

Three vertical rectangular boxes for writing.

(白色の紙)

差別の木を切る

～作成例～



心のメガネ曇ってませんか？

(1) 学習のねらい

「家柄」へのこだわりや、「世間体」を気にした行為が差別や偏見につながることを明らかにし、正しいものの見方、考え方を身につけることの大切さがわかる。

(2) 準備するもの

- ・人権啓発映画(「心のメガネ曇ってませんか？」北九州市同和問題啓発推進協議会企画制作)
- ・資料1(「家柄と人柄」SCENE 2 タカシ)の客間のシナリオ)
- ・資料2(「心のメガネ曇ってませんか？【制作のねらい】」・記者の眼「柄は柄でも」)

(3) 進め方

グループ編制と司会者を選出する。

グループ別になり、司会者を中心に学習を進める。

人数が少ない場合は、ファシリテーターが一斉に学習を進める。

学習の進め方について説明する。(10分)

ビデオの内容について説明する。(10分)

ビデオ視聴「心のメガネ曇ってませんか？」(20分)

以下のように説明し、司会者を中心にグループで話し合う。(40分)

資料1を使って、次のように進めてください。

会話の中で、おかしいと思う発言の下に線を引く。

次の課題を中心に話し合う。

- ・父親は、タカシの結婚に強く反対しています。その理由として言っていることについて、問題があるとすればどのようなことでしょうか。
 - ・父親が先方のことを調べたのは、明らかに身元調査です。身元調査はやってはいけない行為ですがなぜでしょうか。
 - ・タカシと両親の間には、結婚観について大きなずれがあります。このずれを埋めるためには、どのようにしたらよいでしょうか。
- 各グループから、討議の概況について発表する。

ふりかえりをする(コメント例参照)(10分)

(4) コメント例

「家柄」にこだわり、「世間体」に縛られて2人の愛が引き裂かれるとしたら、それは大変不幸なことであり、許しがたい結婚差別です。これまでも、お互いの愛を確認し、将来の約束までしながら、周囲の心ない差別行為によって、2人が結ばれなかった例もあります。

日本国憲法は、第24条において「婚姻は、両性の合意のみに基いて成立し……」と結婚の自由を認めています。つまり、2人の意志が最も尊重されるべきであり、両親や周囲の人たちの意向で決定されるべきではないということを明記しているのです。

結婚は本人どうしの意向が最優先されるべきであり、夢と希望に満ちあふれた人生の新たな門出を、両親をはじめ周囲の人たちは心から祝福してあげるのが、人としてのあるべき姿ではないでしょうか。

こうした中で、身元調査も個人のプライバシーを侵害し、2人の結婚の夢を壊すことにつながり、憲法で保障されている基本的人権を不当に侵害する行為です。

参考までに、朝日新聞政治部長だった若宮啓文さんの書かれた「柄は柄でも」を読みますので、お聞きください。

(5) 学習を深めるために

対象により、一斉研修、グループ研修の形態を考慮する。

「家柄」とか「世間体」については、ある程度の説明が必要な場合も考えられる。

ファシリテーターは、必要に応じてヒントを与えるなどして、討議の広がりや深まりを図るようにする。

「家柄」や「世間体」については、古くから地域の体質として、根強い意識が存在している場合もある。個人や家庭の問題として容易に解決できない問題でもあるだけに、地域課題として取り組んでいく方向づけも大切である。

(6) その他の方法

討議のテーマを決めて、感想や疑問点を中心に話し合う。

討議のテーマを決める。

- ・視聴したビデオの中で、強く印象に残っている場面について話し合う。
- ・いろいろ出ると思われるが、ここでは最終の「家柄と人柄」の場面を取り上げて話し合うことにする。

討議をする。

- ・ビデオ視聴後の感想や疑問点を出し合う。
- ・見聞きした経験と関係のあることなども出し合う。

このようにして、広がりや深まりを図りながら討議を進める。

各グループで柱立てをして、それをもとに話し合う。

(7) 資料

【資料1】

家柄と人柄

SCENE 2 タカシの家の客間

- 腕組みしている父親のそばで母親が座卓の上の茶碗や茶托をお盆に下げている。
- 母 親 「だって、あなた……」
- 父 親 「……」
- 鴨居には、厳しい顔のタカシの曾祖父の写真が飾ってある。
父親はそれを見上げて無言である。
- 父 親 「……」
- タカシがふすまを開け客間に入ってくる。
- タカシ 「ただいまッ。彼女、ご両親によろしくって……」
- タカシ 「どうしたの？二人とも」
- 母 親 「お父さんがね、結婚に反対だって……」
- タカシ 「どうして。どこが気に入らないんだよ？いい娘(こ)だってことは、会ってわかっただろ？」
- 母 親 「気取らなくて明るい、いい娘さんね、でもね……」
- 父 親 「悪いがな、あの娘の家とは一緒にされたくない。格がちがうんだ」
- タカシ 「格がちがう？」
- 母 親 「お父さん、あの人のお家のこと調べたのよ」
- タカシ 「勝手にそんなことするなよ！そんなこと今は許されないことくらいわかってるだろ！」
- 母 親 「結婚となるとそうもいかないでしょ。タカシ、あんた、知ってたの？あちらのお家のこと」
- タカシ 「ああ。付き合い始めてしばらくして、話してくれたよ」
- 父 親 「どうして黙っていたんだ。誠実でなければいかんて、いつも言ってるだろ。まさかお前がそういう人と付き合うなんて思ってもいなかったよ」
- タカシ 「今時、そんなこと気にするなんて、思わなかったからさ。彼女はね、同居してもいいって言ってんだよ」
- 父 親 「そんなことはどうでもいい。世話になる気もない」
- タカシ 「じゃ聞くけど、格って何なの？家柄のこと？家柄がよければ、人柄なんてどうでもいいっていうのかいッ？」
- 父 親 「特別よくななくても、問題がなければそれでいいんだよ」
- タカシ 「彼女の家に問題があるってこと？ずいぶんひどい言い方だな。問題があるのは父さんの考えじゃないか」
- 父 親 「なにッ、タカシお前はな、この家のことや世間てものを、まるで分かっていないんだよ。」
- 母 親 「お父さん……」
- タカシ 「なんだ、誠実誠実っていうのは建前で、本音はこの家と世間様の言う通りってわけか。今は、結婚に親の許しはいらないんだからね。俺は彼女と結婚するよ！」
- 父 親 「勝手にしろ！」

「北九州市同和問題啓発推進協議会企画制作 人権啓発映画『心のメガネ曇ってませんか？』指導者のための利用の手引きより」

心のメガネ曇ってませんか？

制作のねらい

人間には勘違いや思い込みが多いものです。メガネを確かここに置いたんだがなーと思って探してみたがどうしても見つからない。胸のポケットに手を当ててみたらそこにあったなどという軽い勘ちがいならまだ人に迷惑をかけることはありません。しかし、ある人のことをもっとよく知りたいと思っても、その本人と接触することなく、人の噂をそのまま信じて、良い人、悪い人などと思い込み評価をすることになると、それによって対人関係にヒビがはいったり、時にはその人の心を傷つけることにもなります。

勘ちがいが一方的な思い込みになり、それがその人の心の中に固まってしまうと偏見（片寄った見方）になって人権の問題につながる場合があります。

あるいは、正確ではない情報や知識が思い込みや偏見につながっていく場合があります。

いま、私たちのまわりにある人権問題の多くは、誤った思い込みや偏見が一つの原因になっている場合が多いようです。

この映画では、日常の生活の中にみられるいくつかの事例を紹介して、思い込みや偏見がどうして形成されていくのか、どうすればそれをなくしていけるのかを考えてもらうために制作したものです。

注：この手引きでは「思い込み」（そうだとばかり信じきっていること……大辞林）と「誤った思い込み」を使い分けています。

「北九州市同和問題啓発推進協議会企画制作 人権啓発映画『心のメガネ曇ってませんか？』指導者のための利用の手引きより」

記者の眼

柄は柄でも

若宮啓文さん（朝日新聞政治部長）

A子さんがB君と結婚する気になったのは、その飾らない誠実な人柄にひかれたからだ、と聞きました。ところがA子さんの父親が猛反対したのです。B君の人柄も見ないまま「家柄が違う」と言い出したのです。

よくある話ですが、ちょっと待ってください。人柄と家柄。同じ「柄」でも、意味がまったく違ってしまふのが不思議です。

「人柄がよい」というとき、私たちが思い浮かべるのは、誠実だとか素直だとか、温かみがあるとか親切だとか、人物の確かな評価です。ところが、「家柄がよい」というときはどうでしょう。その一家は、仲がよいとか、温かいとか、親切だとか、決してそういう意味ではありません。

いくら家柄がよいといわれたって、冷たい家庭もあれば、誠意のない家族、複雑な家庭もあるでしょう。家柄とは中身にまったく関係ない空疎なものなのです。

そういえば、国柄という言葉もありましたが、これはその国民の民族性とか習慣を表していて、人柄の意味に似ています。その国にどんなに古い歴史があろうと、どんな強大国であらうと、それだけで「国柄がいい」などとはいわれません。

それはともかく、A子さんはB君の人柄に惚れたのに、父親は家柄に目がいったのです。どちらが人間として自然のことか、正しいことか、それはいうまでもないでしょう。なのに、いまだに理不尽な家柄が幅を利かせるのは困ったことです。

親の反対を押し切って「家柄」よりも「人柄」を選んだA子さんはいま、自分の判断に間違いなかったと思い、自信と幸せを感じています。そんなA子さんこそ、もちろん素晴らしい人柄に違いありません。ああ、世の中、A子さんのような人ばかりだったなら、とふと考えたのでした。

（財）人権教育啓発推進センター人権教育啓発情報紙「アイユ」1999年1月15日発行より

歴史上の人物？

(1) 学習のねらい

社会や自分の中にあるジェンダー意識に気づき、職場、家庭、地域などの制度や慣行について見直していくきっかけとする。

(2) 準備するもの

- ・ワークシート ・資料1（小学校学習指導要領社会科（歴史）の一部） ・ホワイトボード
- ・マジックペン

(3) 進め方

ワークシートを配付し、次のように説明する。

あなたが知っている歴史上有名な人物をワークシートに、3分間でできるだけ多く書いてください。ひらがな、名字だけでもいいです。

時間がきたら、何人かに、書いた名前を発表してもらい、ホワイトボードに記入する。書かれた名前は(どこで)どのようにして知ったか(学習したか)を参加者に話してもらおう。

人権を考える上で、何か気づいたことはありませんか

と問い、出された意見を類型化する。

コメント例を話し、数人に感想を聞き、ふりかえりとする。

(4) コメント例

気づかれた方もあると思いますが、みなさんから出された人物の多くは男性です。なぜでしょうか。本来、人間の男性と女性の割合は半々だと思うのです。このような結果になるのは、どうしてでしょうか。

資料1を見てください。これは小学校の歴史学習で取り上げる人物の例示です。42人中、女性はわずか3人です。みなさんも同じような学習をしてこられたと思います。これは、日本の歴史をみたとき、男女の優劣というより、男性が女性より歴史の表舞台に立ちやすい立場にあったことがその理由だと思います。それを男性の政治家や文化人が多いのは男性が女性より優れているからとってしまう心理はありませんか。

現在、日本は男女共同参画社会といって、男性も女性も人権が平等に尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会の実現をめざしています。もっとわかりやすく言えば、男女が家庭では協力して家事や育児等を分担したり、男女とも個性や能力を発揮し、職業生活をはじめとする社会活動に参画していこうということです。

このような社会を実現していくためには、これまでの「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担などの考え方を変えていく必要があると思います。みなさんもまずは、自治会活動や冠婚葬祭など、わたしたちのまわりの慣習やしきたりを今一度、見直してみてもいいでしょうか。

参考までに紹介しますが、現在、学校教育では家庭科、技術・家庭科を男女とも必修にするなど、変わってきています。また、島根県でも、男女共同参画社会の実現をめざし、男女共同参画推進条例の制定や「あすてらす」の建設など、様々な取組を進めています。

(5) 学習を深めるために

ワークシートに記入した人物について隣どうして紹介し合ったり、数を競ったりして雰囲気盛り上げることができる。

(3)の の場面ではできる限り、多くの人の意見を取り上げ、肯定的に受けとめる。

(6) 資料

ワークシート

あなたが知っている歴史上有名な人物をできるだけ多く書いてください。



資料1

例えば、次に掲げる人物を取り上げ、人物の働きや代表的な文化遺産を通して学習できるように指導すること。

ひみこ、しょうとくたいし、おののいもこ、なかのおおえのおうじ、なかとみのかまたり、しょうむ、ぎょうき、がんじん、ふじはらのみちなが、
 卑弥呼、聖徳太子、小野妹子、中大兄皇子、中臣鎌足、聖武天皇、行基、鑑真、藤原道長、
 むらさきしきぶ、せいしょうなごん、たいらのきよもり、みなもとのよりとも、みなもとのよしつね、ほうじょうときむね、あしかがよしみつ、あしかがよしまさ、せつしゅう、
 紫式部、清少納言、平清盛、源頼朝、源義経、北条時宗、足利義満、足利義政、雪舟、
 ザビエル、おだのぶなが、とよとみひでよし、とくがわいえやす、とくがわいえみつ、ちかまつもんざえもん、うたがわ、あんどう、ひろしげ、
 本居宣長、すぎたげんぱく、いのうただたか、かつがいしゅう、さいごうたかもり、おおくぼとしみち、きどたかよし、
 明治天皇、ふくざわゆきち、おおくましげのぶ、いたがきたいすけ、いとうひろぶみ、むつむねみつ、とうごうへいはちろう、こむらじゅうたろう、
 野口英世

小学校学習指導要領社会科（歴史）の一部

ジェンダー川柳

(1) 学習のねらい

社会や自分の中にあるジェンダー意識に気づき、男女の枠にとらわれることなく、主体的に生きるための多様な選択や能力発揮ができるように、職場、家庭、地域などの制度や慣行について見直していくきっかけとする。

(2) 準備するもの

・ワークシート1～3　・イラストに関する川柳カード（掲示用：拡大コピーするとよい。）

(3) 進め方

ワークシート1を配付し、次のように説明する。

「このイラストは、どのような状況を想定して、描かれていると思いますか。想像すること、感じることを思いつくままにできるだけ多くワークシートの記入欄に書いてください。」

（5分）

時間がきたら、記入したことを発表してもらい、ホワイトボードにまとめる。

イラストに関する川柳を紹介し、感想を聞く。（コメント例を参考にする。）

ワークシート2を配付し、次のように説明する。

「ワークシート2を見てください。ここにジェンダーに関する川柳が紹介してあります。川柳の の部分にあてはまる言葉を、下の の中から選んで記入し、川柳を完成させてください。」

（10分）

時間がきたら、完成した川柳を自由に発表してもらおう。発表の際は、すべての発表を肯定的に受け止めながら、それぞれの川柳が表現している内容等について、できるだけわかりやすく説明していく。

ふりかえりをする。（コメント例を参考に、何人かの感想を発表してもらいながら、ふりかえりをする。）

4) コメント例

【 の場面で】

このイラストはあるジェンダー川柳を視覚的に表現したものです。ジェンダー川柳とは「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった、私たちの社会に根強く残る性別役割分担意識やそれに基づく慣習を、五七五の言葉の中に、鋭くまたユーモラスに表現した川柳のことです。

例えば、このイラストのもとになったのは「髪切れば 覚えなきこと 噂され」という川柳です。(川柳を書いたカードを掲示)先ほど、参加者の皆さんからこのイラストから

イメージチェンジのためでしょうか。今までのロングヘアをカットした彼女。そんな彼女を見て、「彼女、何かあったんだよ、きっと。」「彼女、失恋したんじゃないのか。」「新しい恋人ができたんじゃないのか。」なんて勝手なことを想像し噂している同僚たち。

そんな同僚たちに目をとめないで、さっそうと職場を闊歩する彼女。これに対して、噂する人たちののんびりさ。「噂話なんかしないで、仕事仕事。無駄なことで時間をつぶしているから残業をしないとイケないのじゃないの。そうでしょ。」という彼女の声が聞こえてきそうです。

想像できることや感じることを思いつくままに自由に発表してもらいましたが、この川柳をもとにして考えてみると、このイラストからは、例えば、次のようなことがイメージできるのではないのでしょうか。

また、この川柳とイラストは、「髪を短く切ること」＝「失恋」または「心境の変化」という発想が、なぜか女性に多く向けられることをも表現していると言えるのではないのでしょうか。

【 の場面で】

イラストや川柳を通して、気づかれたと思いますが、私たちの社会には、「男はこうあるべき」「女はこうあるべき」といった性別役割分担意識や、それに基づく慣習が根強く残っています。現在、日本では、男性も女性も人権が平等に尊重され、性別に関わりなくその個性と能力を十分に発揮し、責任を分かち合いながら多様な生き方を選択することができる社会(男女共同参画社会)の実現を目指してさまざまな取組がなされています。

このような社会を実現していくためには、これまでの「女性はこう」「男性はこう」というように、人を性別によってひとくくりに見る意識や、「男は仕事、女は家庭」といった性別による固定的な役割分担意識を変えていく必要があるのではないのでしょうか。皆さんも、私たちの身の回りの慣習やしきたりを今一度、見直してみませんか。

(5) 学習を深めるために

学習者によって、川柳やジェンダー等についての予備知識が必要と思われる場合は、学習に入る前に適宜わかりやすく説明しておく。

ジェンダーとは

「男らしさ」や「女らしさ」など、性別にもとづいて、違う行動パターンや能力を期待するといった、歴史的、社会的、文化的につくられた男女の区別のことをいう。

(3)の の場面で、他のイラスト(P33の参考用イラスト)を紹介することにより、川柳のイメージ化をより図ることができる。

(3)の の場面終了後、ワークシート3を使って、参加者各自が自由にジェンダー川柳を作って発表し合うという活動を取り入れることも、発展的扱いとして有効である。なお、その際、「男女共同参画社会」に向けての視点を踏まえた作品作りになるよう配慮が必要である。

また、話し合う場面でジェンダーやそれに基づく慣習を肯定するような川柳が見受けられた場合は、学習者に投げかけてみたり、また、作った理由(どういう思いで作ったのか)などを問いかけてみることも必要である。



(6) 資料

ワークシート1



イラストから想像できること、感じることなど、思いつくままに書き込んでみましょう。

ワークシート2

次の川柳の に合う言葉を、下の欄から選んで川柳を完成させてください。

母が来る P T A

黒と赤 ランドセル

妻をさておき 喪主となる

子育てに 仲間入り

連れだって 狭くなり

仕事より 注意され

ジェンダーを 順があり

妻だけが ひっそり辞めた

無職ですねと 念押され

女には 無理と言うのも

- ・新米パパも
- ・社内婚
- ・立つ台所
- ・女です
- ・長男が
- ・男女で決まる
- ・「主夫」と書き
- ・学ぶ席にも
- ・父の名前の
- ・愛想(あいそ)のなさを

ワークシート2の解答

父の名前の、 男女で決まる、 長男が、 新米パパも、 立つ台所、 愛想のなさを、
学ぶ席にも、 社内婚、 「主夫」と書き、 女です

ワークシート3

あなたもジェンダー川柳を作ってみましょう。

参考用イラスト

右のイラストは、「髪切れば覚えなきこと 噂され」というジェンダー川柳をもとにして、描かれたものです。

ワークシート1のイラストとして活用できます。



イラストに関する川柳カード（掲示用）

「髪切れば 覚えなきこと 噂され」

参考資料：川柳を^{えが}絵描こう！イラストコンテスト入選作品集

男女共同参画社会をめざして～

あすてらす写真コンテスト入選作品集

（島根県環境生活部環境生活総務課）

ぼく いやだ

(1) 学習のねらい

子育ての中で見られる子を思う親の何気ない言葉の中に、間違った社会意識や差別意識を伝えるものがあることを理解し、正しい人間認識や社会意識を育てていくことができる親子関係の在り方に気づく。

(2) 準備するもの

・ワークシート1・2、解説シート

(3) 進め方

別紙ワークシート1・2を配付し、ワークシート1（小学生の日記）を読み上げる。
ワークシート2の課題【1】～【3】について考え、ワークシートに記入する。

課題【2】については、ワークシート1に線を引く。
参加対象によって、2人組や数人のグループに分かれてやってもよい。

記入したことをもとに、課題ごとに話し合う。

必要に応じて、解説シートを参考に解説していく。

コメント例を参考にし、ふりかえりを行う。

(4) コメント例

子どもの幸せを願わない親はいないでしょう。しかし、その「思い」が時にはまちがった職業観や人間観を子どもに持たせてしまうことがあります。危険な仕事などに携わる人たちは、『学校でしっかり勉強しなかった』などと考えることは、職業に対する偏見につながります。

平成11年の「人権問題に関する県民意識調査報告書」からも、「子どもを取り巻く現在の環境について、よくないと思うこと」の問いに対し、「学歴偏重の社会の影響を受け、勉強のみの生活を強いられていると思う」、「家庭のしつけなど、親の子育ての姿勢に問題がある」が上位にあがっています。また、「子どもの人権を守るのに必要なこと」として、「成績だけを重んじる教育のあり方を改める」、「他人に対する思いやりの心を育む」をあげる人が多くなっています。

親と子どもとの関係は、強い信頼関係で結ばれています。信じている親からの言葉は、

小さな子どもにとっては大きな影響力があります。子どもの年齢が小さく、批判的に物事を見る力が弱ければ、親の言葉をそのまま信じてしまうこともあります。

このため、まちがったものの見方や考え方をしてしまったり、1つの価値観でしか物事を見ることができなくなってしまうおそれがあります。そして、それが固定観念や偏見を生み出し、差別意識へとつながっていくおそれがあります。このように考えると、親として今一度、自分の価値観を点検してみる必要があるのではないのでしょうか。

また、子育ての中では、親の価値観を子どもに押しつけるのではなく、できるだけ子どもに考えさせるように仕向けることが大切です。また、子どもによる自己決定の場を多く持ち、何もかも親が決めてしまわないようにしていくことが大切です。

なお、「ぼく いやだ」の解説シートの内容も参考にしてください。

(5) 学習を深めるために

子育ての問題にとどまらず、人権問題として差別解消につながるような展開を工夫してみることが大切である。

職業に対する差別意識や偏見は現在も見受けられる。このような現実をふまえた展開が必要である。

時間がない場合は、課題を「もし、あなたがお母さんだったら、子どもにどのような声をしますか。」のように設定し、話し合うことも考えられる。



ぼく いやだ

小学生

きのうの日曜日、お父さんとお母さんとぼくの
三人で海水浴に行きました。

空は青く、気温は三十度をこえていました。

途中、道路工事のため、車を止めて待ちました。

お父さんは、車を誘導している人を見ながら、
「こんなあついところで働ける？」

と、ぼくに聞きました。

それで、

「ぼく いやだ。」

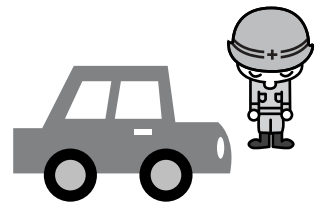
と、思わず答えてしまいました。

するとお母さんも、

「そうよね、しっかり勉強すれば、日曜日はお休み
でエアコンのきいたところでお仕事ができるわ
よ。」と言いました。

やがて、車は動きだし、誘導の人はおじぎをし
て送ってくれました。

...



考えてみましょう

【1】 この日記を読んだ担任の先生は、「その仕事をしてくれる人がいなくなったら、どうなるの？」とコメントを添えて返しました。

あなたは、このコメントについてどのように考えますか。また、あなたがこの児童の担任だったらどのようなコメントを添え書きしますか。

【2】 この日記から、学ぶことができるものは何ですか。

重要だと思われる文に線を引きましょう。そして、なぜ重要だと考えたのか、わけを書き込みましょう。

【3】 この文章を使ってPTAで研修したり、児童に授業で学習資料として活用したりする場合、課題（発問）としてどのようなものが考えられますか。

考えてみましょう

【1】 この日記を読んだ担任の先生は、「その仕事をしてくれる人がいなくなったら、どうなるの?」とコメントを添えて返しました。

あなたは、このコメントについてどのように考えますか。また、あなたがこの児童の担任だったらどのようなコメントを添え書きしますか。

《解説例》

- ・考 え：すべての職業には社会的役割があり、社会的貢献を果たしています。
(また、場合によっては、無職の人や障害のある人等への配慮も必要です。)
- ・担任としてのコメント例：
どうして、いやだと言ったのかな。車を誘導している人は、しっかり勉強しなかったから、夏の暑い日、日曜日にお仕事をしているわけではないと思いますよ。

【2】 この日記から、学ぶことができるものは何ですか。

重要だと思われる文に線を引きましょう。そして、なぜ重要だと考えたのか、わけを書き込みましょう。

《線を引く箇所の例》

- ・「こんなあついところで働ける？」
- ・「ぼく いやだ。」
- ・「そうよね、しっかり勉強すれば、日曜日はお休みでエアコンのきいたところでお仕事ができるわよ。」
- ・誘導の人はおじぎをして送ってくれました。

《解説例》

- ・親の何気ない一言が、子どもに固定観念や偏見を植え付けることもあります。
- ・子どもに勉強をがんばってほしいという親の願いが、子どもへの励ましの言葉となると、まちがった職業観を背景にしている場合があることに気づくことが大切です。
- ・まちがった職業観は、まちがった人間観や差別意識へとつながる可能性があります。

【3】 この文章を使ってPTAで研修したり、児童に授業で学習資料として活用したりする場合、課題(発問)としてどのようなものが考えられますか。

《解説例》

- ・「お父さんは、子どもに暑い夏の道路でのきびしい仕事ができるかどうかを聞いて、何を期待しているだろう。」
- ・「お母さんは、しっかり勉強しなかった人がきびしい労働条件の仕事に就いていると考えているのだろうか。」
- ・「きびしい労働条件の下で、懸命に働く人たちの姿を見ようとしないこの父親や母親におかしい点はないか。」
- ・「おじぎをして送ってくれる、誘導の人の姿から、何を感じますか。」

子どもの権利を考えよう

～ちがいのちが～

(1) 学習のねらい

「あってもよいちが」「あってはいけないちが」を考えることを通して、人権感覚を高めるとともに、子どもの権利条約の内容についての理解を深める。

(2) 準備するもの

・ちがいのちがカード ・子どもの権利条約カード



(3) 進め方

4人グループになるようなアイスブレイキングを行う。

カードを「あってもよいちが」「あってはいけないちが」「どちらともいえない」に分ける。(10分)

なぜ「あってもよいちが」「あってはいけないちが」として分けたのか、また、どうして「どちらともいえない」ものとしたのかをグループで話し合う。(15分)

分類する時の観点例

あってもよいちが..... 「身体的特徴」「好み」「文化・習慣」「個性」
「法律で認められているもの」等

あってはいけないちが... 「人種」「性別」「身体的特徴」「貧富」「生まれ」による不平等
「条約や法律で定められているもの」等

「子どもの権利条約カード」と照らし合わせて分類したカードを再点検する。(15分)

グループで気づいたことを話し合い、発表する。

コメント例を読む等、ふりかえりをする。

(4) コメント例

世界の子どもたちを取り巻く状況は「性的虐待」「児童労働」「武力紛争」等と、決して楽観を許さないものがあります。国内においても、児童虐待の問題が多く報告されています。県内でも、平成13年度に家族や親戚、学校などから児童相談所にあった児童虐待の相談や通報は126件で前年度より17%も増加しています。

さて、「児童の権利に関する条約」が1989年国際連合総会において採択され、日本も1994年に批准しています。この条約は子どもたちの生存と発達を権利として保障しようとするものです。国内においては、平成12年11月に児童虐待防止法が施行され、虐待を加えた保護者への「親権の喪失」の制度の適切な運用や児童相談所職員の立ち入り調査権の強化が図られました。虐待を見つけた場合の通報義務も課せられるようになりました。このように、子どもたちの人権を守るための法の整備も行われつつあります。

子どもたちが人として幸せに生きる権利を守るのは、私たち大人の責任です。そのためにも、子どもの権利についてしっかり学ぶことが大切です。

(5) 学習を深めるために

子どもの権利条約をもとにして、「我が家の子どもの権利条約」を家族で考えてみることも意義のある活動である。

カードは、対象や研修時間に合わせて使用枚数や内容を決める。対象に合わせてファシリテーターが自作すると、より実態にあった学習が展開できる。

子どもに対する接し方を、チェックシート（P43）でふりかえってみることも大切な活動である。

(6) 資料

ちがいのちがいカード

A国では、ワクチンを接種できずに死んでいく子どもがたくさんいるが、B国ではワクチンを接種してほとんどの子が死をまぬがれる。

C君の家では、悪いことをしたら厳しい体罰を受けることがあるが、D君の家では悪いことをしても体罰を受けることはない。

E君は将来の夢を自由に思いえがいているが、F君は家業を継がなくてはいけないので両親の願いを受け止め、自分の夢はあきらめている。

同じ10歳の子どもなのに、アフリカでは学校に行けずに厳しい労働についているが、日本では学校で教育を受けている。

イギリスに住むG君は16歳で堂々とたばこを吸っているが、日本に住むH君は16歳でたばこを吸ったら補導される。

I国では14歳の子どもが戦争に動員されているが、J国では18歳にならないと戦争に行かされることはない。

Kさんは背が高いのでバスケットの選手に選ばれた。LさんはKさんより技術は上だが背が低いので選手に選ばれなかった。

M国の子ども達は、国威発揚のための戦争番組を毎日見せられているが、N国の子ども達は自由にテレビ番組を見ている。

Oさんの家では親の意見に反対することは許されないが、Pさんの家では親に対しても自由に意見を言うことができる。

男は「強く」といって育てられ、女の子は「やさしく」といって育てられる。

日本人のQ君は子ども会の遠足に行ったが、外国人のR君は同じ子ども会なのに誘ってもらえなかった。

17歳のSさんに来た手紙類は全てお母さんが目を通すが、同級生のTさんの家ではいくら親でも本人の許可なしに目を通したりすることはない。

Uさんの家では、朝食にパンを食べるが、Vさんの家では、朝食にご飯を食べる。

国によっては食べ物に困っている子どもたちがいるが、日本では食べ物を平気で残す子どもがいる。

Wさんは肌の色が白いが、Xさんは肌の色が黒い。

ヒンズー教徒のY君は牛肉を食べないが、イスラム教徒のZ君は豚肉を食べない。

さんは、家が経済的に苦しいので高校進学をあきらめた。さんは家が裕福なので高校へ進学した。

中学校のマラソン大会では、男子は6km走るのに、女子は4kmしか走らない。

参考資料：わたし・出会い・発見 ～自分らしさを発見し、豊かな仲間づくり～（大阪府同和教育研究協議会編）

子どもの権利条約カード

第24条 健康・医療への権利

国は、子どもがいつも健康でいられるように、できるかぎりのことをしなければなりません。子どもは、病気になったときや、けがをしたときには、治療を受けることができます。



第19条 虐待・放任からの保護

親（保護者）が子どもを育てている間、どんなかたちであれ、子どもが暴力をふるわれたり、むごい扱いなどを受けたりすることがないように、国は子どもを守らなければなりません。



第12条 意見を表す権利

子どもは、自分に関係のあることについて自由に自分の意見を表す権利をもっています。その意見は、子どもの発達に応じて、じゅうぶん考慮されなければなりません。



第6条 生きる権利・育つ権利

すべての子どもは、生きる権利をもっています。国はその権利を守るために、できるかぎりのことをしなければなりません。



第28条 教育を受ける権利

子どもには教育を受ける権利があります。国はすべての子どもが小学校に行けるようにしなければなりません。さらに上の学校に進みたいときには、みんなにそのチャンスが与えられなければなりません。学校のきまりは、人はだれでも人間として大切にされるという考え方からはずれるものであってはなりません。

第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護

子どもは、むりやり働かされたり、そのために教育を受けられなくなったり、心やからだによくない仕事をさせられたりしないように守られる権利があります。



第38条 戦争からの保護

国は、15歳にならない子どもを兵士として戦場に連れていってはなりません。また、戦争にまきこまれた子どもを守るために、できることはすべてしなければなりません。



第17条 適切な情報の入手

子どもは、自分の成長に役立つ多くの情報を手に入れることができます。国は、マスメディア（本・新聞・テレビなど）が、子どものためになる情報を多く提供するようにすすめ、子どもによくない情報から子どもを守らなければなりません。



第40条 子どもに関する司法

国は、罪を犯したとされた子どもが、人間の大切さを学び、社会にもどったとき自分自身の役割をしっかりと果たせるようになることを考えて、扱われなければなりません。



第2条 差別の禁止

すべての子どもは、みんな平等にこの条約にある権利をもっています。子どもは、国のちがいや、男か女か、どのようなことばを使うか、どんな宗教を信じているか、どんな意見をもっているか、心やからだに障害があるかないか、お金持ちであるかないか、などによって差別されません。

第16条 プライバシー・名誉は守られる

子どもは、自分のこと、家族のくらし、住んでいるところ、電話や手紙など、人に知られたくないときは、それを守ることができます。また、他人からほこりを傷つけられない権利があります。



第13条 表現の自由

子どもは、自由な方法でいろいろな情報や考えを伝える権利、知る権利をもっています。ただし、ほかの人に迷惑をかけてはなりません。



第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもは、思想・良心および宗教の自由についての権利を尊重されます。親（保護者）は、このことについて、子どもの発達に応じた指導をする権利および義務をもっています。



（子どもの権利条約カード（財）日本ユニセフ協会）

「ちがいのちがいカード」の内容と関連する「子どもの権利条約」

カード番号	子ども（児童）の権利条約
	第24条 健康・医療への権利
	第19条 虐待・放任からの保護
	第12条 意見を表す権利
	第6条 生きる権利・育つ権利 第28条 教育を受ける権利 第32条 経済的搾取・有害な労働からの保護
	第38条 戦争からの保護
	第17条 適切な情報の入手 第13条 表現の自由
	第12条 意見を表す権利
	第2条 差別の禁止 第31条 休息・余暇・遊び・文化的・芸術的・生活の参加への参加
	第16条 プライバシー・名誉は守られる
	第2条 差別の禁止
	第14条 思想・良心・宗教の自由

子どもたちの自立を助けるために、親として次のようなことに心がけているでしょうか。チェックしてみましょう。

チェックシート（親として心がけているものに 印をしましょう）	
自信を持つことができるように、よさを見つけて引き出すようにしている。	
がんばった時には、心からほめるようにしている。	
競争することをあおらないようにしている。	
思い出になる写真や記念の品を大切に保管し、子ども自身が大切にされていること（親の願いや愛情）を実感できるようにしている。	
子どもの疑問や発想を大切にし、興味関心を伸ばすようにしている。	
多様な考え方を尊重することの大切さが理解できるよう、機会をとらえて話すようにしている。	
相手の立場に立ってものごとを考えることの大切さを、機会をとらえて話すようにしている。	
人間関係のトラブルは、話し合いの中で解決するように話している。	
いじめたり、仲間はずしをしたりしないように話している。	
つらい思いをしている人がいれば、進んで声をかけたり、集団全体の問題として考えたりするように話している。	
目標を持ち、困難なことにも意欲的に挑戦することの大切さを、機会をとらえて話すようにしている。	
相手の意見を大切にしながら、自分の意見をしっかりと伝えることの大切さを、機会をとらえて話すようにしている。	

考えよう！シルバーエイジ

(1) 学習のねらい

介護問題を考えることにより、高齢者の人権を尊重する意識を高め、実践的な技術（スキル）を身につける。

(2) 準備するもの

- ・ワークシート
- ・筆記用具
- ・メモ用紙

(3) 進め方

5人程度のグループを作り、各グループの司会を決める。

各グループにワークシートを配布し、

問1の問題について考える。(5分)

問1について話し合う。(5分)



予想される考え

めんどうだ

会ってもぼけているのでわからないから

費用を払っているから老人ホームがめんどうをみるのが当然と考えているから

つれあいの親なので、自分は・・・

仕事が忙しいので、会いに行く時間がない

会いに行ってもいいが、たびたび電話をしているから

出された意見を「会いに行く気持ちがある」「会いに行く気持ちがない」「どちらかわからない」に分類し整理する。

問2について話し合う。(20分)

予想されるアドバイス

会いに行く気持ちがあるかどうかを確かめ、それによって対応を考える。

【会いに行く気持ちがあるが都合がつかない場合】

家の近くまで本人を連れて行くなどして会ってもらう

時折、帰宅を許可する

電話や手紙などで連絡を取り合う

【会いに行く気持ちがない場合】

まずは相手の思いを十分聞いて、うちとけて話し合える雰囲気をつくる。

本人の様子や願いを丁寧に伝え、状況を理解してもらおう（本人からのメッセージを伝えることも必要に応じて行う）。

場合によっては親戚などに連絡して話し合ってもらおう（場合によっては親戚の方にかわり会いに来てもらうことも考える）。

電話や手紙という手段も考えられる。

各グループで話し合ったことを全体の場で発表する。

コメント例を参照する等しながらふりかえりを行う。

（４）コメント例

私たちは、誰もがいずれ高齢者となります。したがって、高齢者の人権問題は自分たちの将来の問題であるという認識が必要です。

高齢者は、「多年にわたり社会の発展に寄与してきた人」として、また「豊富な知識と経験を有する人」として、社会の中で大切にされるべき存在です。しかし現実には、「高齢者だから～できない（させない）」といった偏った見方や考え方から、高齢者を社会活動から排除したり、高齢者の問題に無関心だったりする人も少なくありません。

社会の高齢化が急速に進む中で、私たちには、高齢者の人権が大切にされる社会を築いていくことが求められていると言えます。

さて、今回は高齢者の立場に立って考えていただきました。この問題では、「家族に会いたい」という願いを実現させることが本人（高齢者）の人権を保障することになると思います。したがってその方向で解決策を考えることが大切です。

（発表に対して、その意見を肯定的に受けとめながら、予想されるアドバイスを参考にコメントする。）

介護問題を考える時、介護される側の高齢者の人権を大切にすることはもちろんですが、介護する側の家族の苦労も無視できない状況があります。介護者の声として「ストレス、精神的負担が大きい」「自分の時間がとれない」などの悩みをよく聞きます。

そこで、介護を家族で分担したり、定期的にデイサービス等を利用したりすることにより、一人だけが介護の責任を担うのではなく、みんなで関わるようにしたらどうでしょうか。みんなで関わることにより、介護者の負担や悩みが軽減されるだけでなく、介護される高齢者もみんなに大切にされていることを実感できるはずですよ。そして、それが家族としての「絆」を確かめたり、深めたりすることにもつながるのではないのでしょうか。

（５）学習を深めるために

高齢者の介護問題を考える時、高齢者の立場に立つことは大切であるが、実際には介護する側も苦労が多いと思われるので、介護する側の立場も大切にして考えることも必要である。わが国は、平均寿命の大幅な伸びや、少子化などを背景として、社会の高齢化は急速に進んでいる。本県においては、平成12（2000）年には高齢化率が24.8%で、全国第1位であり、「4人に1人が高齢者」の時代を迎えている。

「県民意識調査」によると「高齢者が暮らしにくいと感じる理由」として、「核家族化の進展などにより、家族のきずなが薄れる」「年金などの収入が十分でない」「就労意欲のある人に対する雇用の場が少ない」「老人ホームなどの福祉施設が十分に整っていない」「高齢者を大切にするという心が育っていない」「在宅で受けることのできる福祉サービスが十分でない」などが上位を占めている。

現在、学校では地域の人を授業等で活用する取組が行われており、島根県は全国でもトップクラスである。しかもその大半は高齢者で、昔の遊びを紹介したり、地域の文化や歴史を教える重要な語り部として活躍されている現状があることも機会があれば紹介するとよい。

(6) 資料

ワークシート

わたしはある特別養護老人ホームの所長をしています。3ヶ月ほど前に入所された家族のことです。住まいも近くにあり、仕事も土日は休みのはずですが、一度も面会に来られません。本人が「家族に会いたい。」と訴えることが多くなったので、家族に話したところ、「入所費用を払っているのだから、ほっといてくれ。」と言われました。わたしは、どうしたらよいでしょうか。

問 1. 家族はどうして「ほっといてくれ」と言ったのでしょうか、考えられる理由を3つ程度考えてみましょう。

2. 所長にアドバイスを考えてみましょう。



どうして、入れないの？

(1) 学習のねらい

社会や自分にある障害のある人への偏見や態度に気づき、共に生きる社会をつくっていきかけとする。

(2) 準備するもの

・資料1・2（人権作文） ・ホワイトボード ・マーカー

(3) 進め方

5人程度のグループをつくる。

資料1を配り、次のように指示をする。

下線部について、職員が混んでいると車椅子を貸せないと言ったのは、どんな思いや気持ちから出た言葉でしょうか。各自で考えてみてください。いくつあげてもらっても結構です。（3～5分）

各自の考えをグループ内で出し合う。（10分）

予想される考え

ア おじさん（障害のある人）を優先する思いや気持ち。

（例）混んでいるのでおじさんが転んだり、けがをしては大変。

イ 一般のお客さんを優先する思いや気持ち。

（例）混んでいるので車椅子を使う（障害のある）人は一般客にとって迷惑になる。

ウ 自分（職員）の立場を優先する思いや気持ち。

（例）こんな忙しい時にめんどろなことを言う人（障害のある人）は職員にとって迷惑だ。

エ 障害のある人がお客さんである場合を考えていない。

（例）障害者の対応マニュアルが十分でなかったから。

各グループから意見をだしてもらい、コメント例1を言う。

おじさん（障害者）たちの『入館したい』という気持ちを尊重した上で、この職員はどうすればよかったか、グループで話し合ってみましょう。（10分）

予想される解決法

オ 障害があっても同じお客さんなのだから、当然入場を認めるべきだ。

- ・そして職員が介助する。
- ・そして家族に介助をお願いする。

カ おじさん（障害のある人）たちと職員で話し合う。

- ・まずはおじさん（障害のある人）たちの気持ちを聞く。
- ・混んでいるので、入る時間や入り方について話し合う。

- キ 少し待ってもらって、他の職員と対応を考える。
- ク 理由（混んでいることや対応マニュアルが不十分であること）を丁寧に説明して、入れないことをおじさん（障害のある人）たちに理解してもらう。
- ケ 障害者等への対応マニュアルを作成する。
- コ 人権についての職員研修を行う。
コメント例2を話す。
数人に感想を聞き、ふりかえりをする。

（４）コメント例

1. みなさんに考えていただいた職員の対応や気持ちを、さまざまな立場から分けてみると、ア は障害者の立場、イ は健常者の立場、ウ は職員の立場を優先した考えとみることができると思います。

このように分類した場合、障害者に対しての偏見や差別につながるもののはどれでしょうか。イ ウ は障害者に対しての偏見や障害者を排除（差別）する意識があるように感じます。エ は障害者の存在に対する意識は希薄とも受けとめられます。

また、ア は一見、障害者の立場に立っているようですが、この資料では施設に入りたいという要望に応えられていないのですから、そうとも断定しきれないと思います。

このように、差別をしようとする意識がなくても、困難だからという理由で結果的に差別をしたり、要望に応えようとしなかったりすることがあるのです。

公立の施設の職員ということで考えてもらいましたが、時と場合によってはわたしやみなさんの姿かもしれません。県民意識調査の結果を見ても、障害者に対しての偏見や障害者を排除する（差別）意識がまだまだ根強いことがわかります。

しかし、わたしがこの施設の職員であった場合、どういう理由にせよ入館を断ってしまうのは、相手にとっても、職員にとってもいい気持ちではありません。また、社会的視点からみても、現在ではバリアフリーとかノーマライゼーションといって、物理的・心理的な障壁を取り除き、障害者も健常者も共に生きられるような社会をめざすことが定着しつつあります。

この視点に立って考えると、困難だからあきらめるのではなく、障害のあるおじさんを含めたお客さんの「施設に入りたい」という、当然の要望に応えられるようにするためにはどうしたらよいかを考えていくことが大切です。

2. みなさんにも考えていただきましたが、次のように考えてはどうでしょうか。まずはその場で実際にどんなことができるかという視点から オ ~ ク が考えられます。できるだけ、オ に近いことができるようにしていきたいものです。次に、その場というより長期的、計画的に取り組むこととして ケ コ が考えられます。

実はこの資料は中学生が書いた人権作文をモデルにしたものです。この中学生は資料2のように書いています（資料2を読む）。この中学生は早く日本でもアメリカのようなことが当たり前になることを望んでいます。わたしも同感です。そのためにはわたしたち一人一人の意識を変え、いわゆる人権文化を築くことが望まれます。

(5) 学習を深めるために

「進め方」の資料1で、多様な考えが出ない場合、「『お客さん』や『職員』の立場だったらどうでしょうか」という質問を試みる。

障害者に社会的不利（差別）をもたらすものは、ここで取り上げた偏見といった意識や態度と、もう1つ、設備の不備とか法律や制度の不備等の物理的・社会的バリア（障壁）であり、両面から取り組んでいくことが重要であることを認識しておく必要がある。

島根県では、一人ひとりの個性や違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めることとしている。その中には障害者と健常者が共に生きる社会づくりも当然含まれる。

(6) 資料

資料1

五月の連休に、県外からおじさんが帰ってきました。おじさんは、足が不自由なので、歩くのに杖が必要です。せっかくの連休だから、みんなと一緒に出かけようということになり、ぼくと両親と一緒に、新しくできた公立の施設に向かいました。連休でどこも車で一杯でした。車を身障者用の駐車場に止め、玄関に回って車椅子を借りようと、職員に聞いたところ、「混み合いますので、車椅子はお貸しできません」という答えが返ってきました。入り口には長蛇の列ができています。車椅子がなければ、待つことも館内を回ることもできそうにありません。せっかく、おじさんを案内してやってきたのに、残念でしたが、あきらめるしかありませんでした。

（「中学生人権作文コンテスト 島根県大会作品集」より改作したもの）



資料2

小学校の時、アメリカのユニバーサルスタジオに行きました。そこでも、ショーを見るために長い列ができていましたが、ぼくが並んでいる列の横に、車椅子や杖をついた人専用の列がありました。開場とともに、その人達は、真っ先に会場の中に入っていました。ぼくの列の人たちも、そのことに文句を言うわけでもなく、それが当たり前のことのように感じました。日本とはずいぶん雰囲気が違うなあと、その時、ぼくは思いました。

（「中学生人権作文コンテスト 島根県大会作品集」より引用したもの）



参考資料

「障害者は、日常生活や社会生活を営む上で、様々な不自由はあっても、障害そのものが不幸にしているわけではありません。中略 人間の尊厳が周囲の人たちによって傷つけられたとき、障害者の不幸は始まるのです。仮に障害者が不幸であるとするれば、それは障害者本人の責任ではなく、社会を構成する我々の責任であると捉えなければなりません。」

(中 略)

「最近では、障害者が積極的に街に出かける機会が多くなりました。障害者と道で出会ったとき、どのように対応したらいいか困惑している人は、多いのではないかと思います。例えば、背の低い人が、電車の網棚に荷物をのせようとしているとき、そばの人が何気なく援助している光景をよく見かけますが、これと同じように、好意で接し、必要な時には自然に援助ができるという姿勢が大切です。『何かお手伝いしましょうか』と、一声かけて、仲間としてのあたたかい援助が出来る、そんな雰囲気を育てていきたいものです。」

「人権に関する学習のすすめ方」(国立教育会館 社会教育研修所)より

みんながアドバイザー

(1) 学習のねらい

相談者や助言者の立場から障害のある人に対する偏見や差別について考え、障害のある人と共に生きる社会をつくっていかこうとする意欲を高める。

(2) 準備するもの

・封筒 ・カード ・黒板

(3) 進め方

【グループ討議】(40分)

ファシリテーターは、グループごとに教材の入った封筒を配り、次のようにいう。

グループごとに輪になって、封筒の中のカードを1枚ずつ引きましょう。そのカードに書いてある「悩み」があなたの悩みです。

順番にカードの悩みをみんなに相談していただきます。1人当たり10分間の相談時間があります。相談を聞いた皆さんは、悩みの解決方法を相手の立場に立って具体的にアドバイスしてあげてください。

相談した人は、そのアドバイスをカードの空いたところに簡単に書き込んでください。

第1番目の相談者、相談室にお入りください。



1問につき10分間。ファシリテーターはタイムキーパー役を行い、時間の経過を知らせる。時間が来れば、途中であっても討議を打ち切る。

ファシリテーターは、「2番目の相談者、お入り下さい。」と指示し、以下、最後の人まで1周する。(グループの人数にばらつきがある場合、少ないグループの誰かが2枚目を引く)

【席替え】(5分)

同じカードを引いた者どうしでグループを作る。

【グループ討議】(15分)

アドバイスのメモを紹介し合い、自分なりの解決方法を考え、次のようにいう。(グループの統一見解を出すのではなく、さまざまな意見を参考にしながら自分の考えを深めることを強調する)

同じ悩みを持った人どうしのグループができました。アドバイスしてもらったことを紹介し合い、「自分ができそうなことは何か」をキーワードに、自分なりの解決方法を決め、考え方を整理してください。

【全体発表】(10分)

ファシリテーターは、1人の発表ごとにその意見を肯定的に尊重し、「解決方法の例」を紹介する。(1人2分程度)

【ふりかえり】(10分)

数人に感想を聞き、ふりかえりをする(コメント例参照)

(4) コメント例

今日は、障害のある人やその家族の立場になって考えていただきました。この活動を通して、自分が障害のある人の人権について、どのように捉えていたかを改めて考えることができたのではないのでしょうか。

人権問題を考える時に「相手の立場に立って考える」ことが大切だといわれています。しかし、日常生活では、とかく自分を第一に考えがちです。相手の立場を優先して考えることは、決してたやすいことでないことも確かです。

今回のような相談者になってみることで、障害のある人の人権を自分の問題として考えたり、人の意見を聞くことによって、いろいろな考え方や解決方法があることに気づいたりすることができたのではないのでしょうか。

(5) 学習を深めるために

ファシリテーターは、相談者や障害のある人の人権を保障することを第一に考え、次のような視点から解決方法を検討するように助言する。

相談者や障害のある人の悩みや願いを明確にし、きちんと受けとめる。

相談者や障害のある人、助言者を含む周囲にいる人たちが実現可能なことは何かを考える。さらに地域社会や関係機関等では何ができることは何かを考える。

(さまざまな解決方法が出ると思われるので、出た意見を肯定的に受けとめて、コメントすることが大切である。)

【解決方法の例】

Aのカードについて

母親の「息子のために外へ出したい」という願いをきちんと受けとめる。

- ・母親は、息子をほめながら、自信を持たせつつ社会性を育てる。
- ・息子への理解を周囲に働きかけながら、徐々に行動の範囲を広げていく。
- ・身近な仲間や学校・関係機関等に相談する。

Bのカードについて

Bさんの直接言えない立場と、その気持ちをきちんと受けとめる。

- ・周りの人が一緒に行って、Bさんの気持ちを伝える。
- ・公共施設の人に知らせ、対応を考えてもらう。
- ・自分の思いが直接伝えられるような人間関係を平素から作るように努める。

Cのカードについて

母親の「中学校に入学しても、今まで通り、みんなとうまくやって欲しい」という願いをきちんと受けとめる。

- ・長男本人の中学入学に際しての気持ち（期待や不安）を確かめる。
- ・クラスの友だちや小・中学校に相談して支援してもらう。
- ・母親や家族、本人ができることを家族で話し合う。

（人権教育指導資料の中にも、「障害児を支える取組」「交流学习」「障害等に配慮した教育」を取り上げているので参考にしてほしい。）

Dのカードについて

相談者の「体の自由がきかないことが自分でもわかっているのに、ボランティアの方に同情されるのがつらい。しかもそのことが言えない。」という思いをきちんと受けとめる。

- ・周りの人からボランティアの方にうまく伝えてもらう。
- ・ボランティアの代表の人に相談する。
- ・自分の思いをできるだけ直接相手に直接伝えることができるように、平素の関わり方を見直す。
- ・ボランティアグループの研修を促すことも考えられる。

(6) 資料

(封筒内のカード例)

A アドバイス	<p>【自己紹介】 女性 32歳 専業主事従事者</p> <p>【私の悩み】 8歳の息子は、知的障害を持ち、多動的傾向もあります。息子とスーパーに出かけると、大声を上げて走り回ったりします。私としては息子のためにできるだけ家の外へも連れ歩きたいと思うのですが、どうしたらよいでしょうか。</p>
----------------	---

B アドバイス

【自己紹介】 女性 42歳
コンピューター関係会社勤務

【私の悩み】

私は、現在車いすを使って生活をしています。心がけて外出するようにしたいと思っています。

最近、近所のある公共施設に行くのですが、よく障害者用の駐車場に車が置いてあって困っています。それも私の知っているAさんの車です。Aさんには日頃お世話になっているし、とても言えません。

C アドバイス

【自己紹介】 女性 45歳
パートタイマー

【私の悩み】

来春から長男が中学校に入学します。長男は右手が不自由です。

小学校では、1クラス3人という中でずっと育ってきました。中学校では、隣の大規模校の小学校の子どもたちと一緒にになります。性格的にも初対面のお子さんたちとの生活を上手くやっていけるかどうか不安で仕方ありません。どうしたものでしょう。

D アドバイス

【自己紹介】 女性 75歳
年金生活 単身生活

【私の悩み】

私は脳血栓の後遺症で、身体にマヒが残っています。週2回、ボランティアの方に身の回りのことをしていただいています。時々、その方の言葉に胸を痛めることがあります。先日「一人で入浴できないなんて、かわいそう...」と言われ、悲しい気持ちになりました。障害があることで不自由ですが、一方的に同情されるとつらく感じます。自分の気持ちを相手に伝えることもできず、悩んでいます。

参考文献：勇気が出てくる人権学習（解放出版社）

部落差別とは？

(1) 学習のねらい

「部落差別は社会意識の中にある」ということに気づき、今、なぜ部落差別が残っているのか、簡潔に説明できる力を育てる。

(2) 準備するもの

- ・ワークシート
- ・掲示用カード（「出自」「生まれ」「門地」という言葉を別々に記入したもの）

(3) 進め方

課題1への取組

ワークシートを配付し、次のように説明する。

「ワークシートを見てください。」

「ここに『部落差別とは、いわゆる（ ）による差別です。』とあります。この（ ）に入ると思う適切な言葉を考え、その理由といっしょに、課題1の表の中に書き込んでください。（ ）に入る言葉は、いくつでもかまいません。」

(10分)

どのような言葉を入れたか、理由も含めて発表してもらおう。

進める上でのポイント

- ・同和問題解決に向けて否定的なものや解決につながりにくいものなどが出てきたときは、参加者の意見を集約しながら、適切に助言していく。

【予想される言葉】

「生まれ（出自）」、「職業」、「結婚」、「就職（採用選考）」、「教育」、「交際」、「居住地」、「生活環境」、「市民的権利と自由の侵害」、「歴史的・社会的背景」、「人種」、「民族」等

【助言のポイント】

……………を引いた言葉の取り扱いについて

「同和地区の住民は異人種でも異民族でもなく、疑いもなく日本民族、日本国民である」と同和対策審議会答申にあるように、「人種」、「民族」は不適切である。

課題2への取組

次のように説明し、話し合いを進める。

「()の中に入る言葉がたくさん出ました。これらの言葉の中で、部落差別の特質を最もよく表しているものは、どれだと思いますか。最もよく表していると思う言葉をワークシートの課題2の欄に記入してください。」

進める上でのポイント

- ・課題1で出てきた言葉の中から、部落差別としての特徴を最もよく表している言葉を見つける。
- ・「市民的権利と自由が侵害されている」とか「歴史的・社会的背景」等のように、部落差別を説明してはいても、他の個別的な差別（女性に対する差別・障害者に対する差別等）にも同じように使用可能なものから、より部落差別の特徴を表しているものへと収束させていくところに、この課題2の意味がある。
- ・「出自」「生まれ」「門地」を提示して説明する。
- ・「出自」「生まれ」「門地」とらわれる社会意識の中に、今の部落差別を引き起こしている大きな背景があることをおさえる。そして、そのような社会意識にとらわれないものの見方や感じ方を見直してみることが、部落差別解決へとつながることを説明する。

コメント例を参考に、ふりかえりをする。

(4) コメント例

「女性に対する差別とは、女性であることによる差別」といえるでしょう。「障害者に対する差別とは、障害があることによる差別」といえるでしょう。「外国人に対する差別とは、外国人であることによる差別」といえるでしょう。

「部落差別とは、いわゆる『生まれ』による差別」といえるのではないのでしょうか。『生まれ』以外にも同様の意味として、『出自』という表現もあります。ここでいう『生まれ』とか『出自』とは、「誰を親にして生まれたか」「どこの家に生まれたか」ということです。日本国憲法では、このことについて『門地』という表現で、『生まれ』による差別を禁止しています。つまり、部落差別は、日本国憲法においてすでに「あってはならないもの」として明確に意識されていたことを知るべきです。

『生まれ』にとらわれる意識は、個人の意識だけでなく、集団や社会の人々の意識の中にあるので、これを「社会意識」と呼んでいます。この「社会意識」は、「日本社会に残る特異な精神風土」の一面だともいえます。この「社会意識」が、今もなお部落差別を生み出している背景の一つだといえます。

「社会意識」ととらわれない、自分自身のものの見方や考え方を形成していくことが、同和問題解決へとつながることを理解することが大切です。

島根県が平成11年に実施した「県民意識調査」によると、「仮に、あなたが同和地区の

人と知り合い、結婚しようとしたとき、親や親戚から強い反対を受けた場合、あなたはど
うしますか」という問いに対して、「自分の意志を貫いて結婚する」と「親の説得に全力
を傾けたのちに、自分の意志を貫いて結婚する」とを合わせると、80.8%で、平成5年の
調査より10.2%増えていることがわかります。

このことから、島根県民の結婚差別に対する意識は、これまでの学校教育及び社会教
育における同和教育の取組により、着実に改善の方向に向かっていると見えるのではない
でしょうか。

(5) 学習を深めるために

『部落差別の現存認識』について...差別の現実から深く学ぶ研修を行う。

『部落差別の不当性に対する認識』について...差別の構造を理解し、差別する側の問題と
して学ぶ研修を行う。

『部落差別の歴史的社会的認識』について...部落差別はどのようにしてつくられ、なぜ残
ったのか、また部落差別をなくすためにどのような取組が行われてきたのかを学ぶ研修を
行う。

『同和问题解決への展望と自己課題化』について...人権尊重社会の構築に向けた世界と日
本の動向を学ぶと共に、自分自身の生活や生き方と結びつけながら学ぶ研修を行う。

部落差別とは？

部落差別とは、いわゆる（ ）
による差別です。

課題1．上の文章の（ ）に入る適切な言葉を考えましょう。また、その理由も考えましょう。

（ ）に入る言葉	その理由

*（ ）に入る言葉は、一つに限定しなくてもよいです。

課題2．部落差別としての特徴を最もよく表している言葉をあげてみましょう。

--

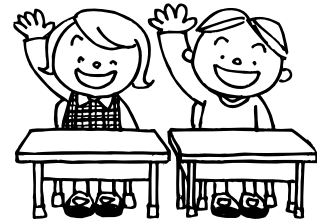
教科書記述から学ぶ

(1) 学習のねらい

教科書記述をもとに部落史を学習することにより、自己の部落史観を問い直し、同和問題解決の意欲化を図る。

(2) 準備するもの

- ・資料1（アンケート結果）
- ・ワークシート



(3) 進め方

3～4人のグループをつくる。

資料1のアンケートの問を読み、選択肢ごとに挙手してもらう。その後、資料1により結果を説明する。

（ 挙手してもらうことにより、参加者の部落史に関する認識の実態を把握する。）

ワークシートと学習カードを切ったものを配付し、次のように話す。（10分）

これはある小学校用教科書に記載されている部落史の記述の一部です。みなさんのこれまでの知識を持ち寄って、正しい順に並べてみてください。

*参加者のアンケートにおける反応や進み具合を見て、「記述変更のポイント」をヒントとして伝える。

教科書記述変更のポイント

マイナスイメージのものが減ってきている。

プラスイメージのものが増えてきている。

政治的差別（幕府や藩が被差別部落の人々を政治的に差別した）と世俗的差別（町人や村人が被差別部落の人々を差別した）の両方があるという記述になってきている。

いくつかのグループに順番を答えてもらい、正解を伝える。

グループで正しい順に並べたものを見ながら、「教科書記述変更のポイント」の内容を確かめ、感想を話し合う。

ふりかえりをする。（コメント参照）

(4) コメント例

今回示した部落史の内容を、島根県内のほとんどの小学6年生が学んでいます。みなさんの知識と比べてみていかがだったでしょうか。

これまで、研修会などで部落史の知識を問うと、とかく「身分は『士 - 農 - 工商 - え

た・ひにん』の上下関係」「被差別部落の人々（えた・ひにん）は悲惨な生活をしていた」という回答が返ってきました。

しかし、教科書記述の変化を見てもわかるように、現在では被差別部落を「低位で悲惨」というマイナスイメージを印象付ける記述が減り、日本の社会や文化の発展に貢献した姿などプラスイメージの記述が増えつつあります。（参考資料でも紹介していますが、島根県でも経済的には、被差別部落の人々と村人ではあまり変わらなかったことがわかる資料もあります。）

これらのことは部落史の研究の成果を生かしたことはもちろんですが、同和問題の解決をめざす部落史学習のあり方を模索してきたことが大きく影響しています。

尚、教科書に初めて部落史が載ったのは1972（昭和47）年です。これには同和地区の人たちの「部落差別をなくすためにきちんと教えてほしい」という切実な願いにより実現したものであることも忘れてはなりません。

今回学んだことをもとに、同和問題の解決に向けてお子さんや家族で話し合ってみましょう。

（参加者の発表内容に応じて、「学習を深めるために」を参考に補足説明をする。）

（5）学習を深めるために

改訂された趣旨は以下のとおりである。

Q1について

- ・武士はともかく、村人、町人、身分上きびしく差別されてきた人々の間では、身分上、上下関係はなかったと考えられるようになり、「さらに低い」（3年度）「低い」（7年度）はなくなった。しかし、同じ生活圏である村人や町人が被差別部落の人々を差別していた（世俗的差別）事実があり、「きびしく差別された（13年度）」とされた。
- ・被差別部落の成立を江戸時代（近世）と限定せず、14世紀以降としている。もともと、被差別身分の仕事であった死牛馬の解体は命に関わるものであり、また、神社の境内などの掃除は、神につながると考えられ、ともにキヨメと呼ばれ、神聖な仕事とされていた。同時に、ケガれているという考えもあった。しだいに、後半の考えが強くなり、村人などからの差別を強めることになったと考えられる。そのため、「きびしく差別されてきた人々（13年度）」となった。

Q2について

- ・「人々の好まない役目（3年度）」「つらい役目（7年度）」や「住むには向かない場所（3年度）」「河原やあれ地などの条件の悪いところ（7年度）」というマイナスイメージのものがなくなった。
- ・「役目を負わされ（3・7年度）」や「職業も限られ（3年度）」、「禁じられる（3・7年度）」、「住まわされ（3・7年度）」、「住む場所や身なりを決められ（13年度）」という政治的差別に加え、「村や町の行事に参加できないなどの差別を受け（13年度）」という世俗的差別が加わった。

Q3について

- ・「伝統的な芸能などの、文化をつたえました(13年度)」という日本の文化の発展に貢献した姿や「助け合って生活し(7年度)」「人口が増えた(13年度)」など、プラスイメージの記述が加わった。
- ・被差別部落の「人口が増えた(13年度)」理由として、一つには皮や竹の細工などでの安定した収入により、安心して生活することが、人口増加にもつながったという事実もある。このことは、江戸時代に被差別部落の人々が貧しかったと一面的に決めつけることはできない例として紹介されている。さらに、被差別部落内の助け合いの伝統があったことがあげられる。このことは「助け合って生活し(7年度)」の内容にあたるものでもある。

ワークシートにはないが、以下のような内容も教科書に載っている。

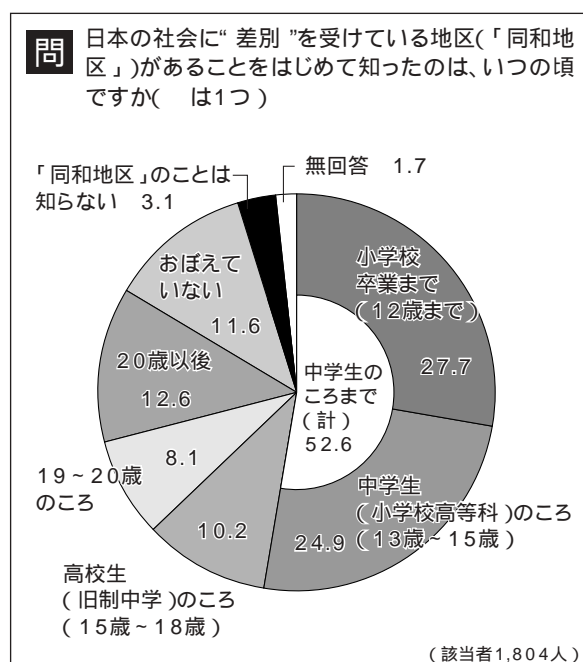
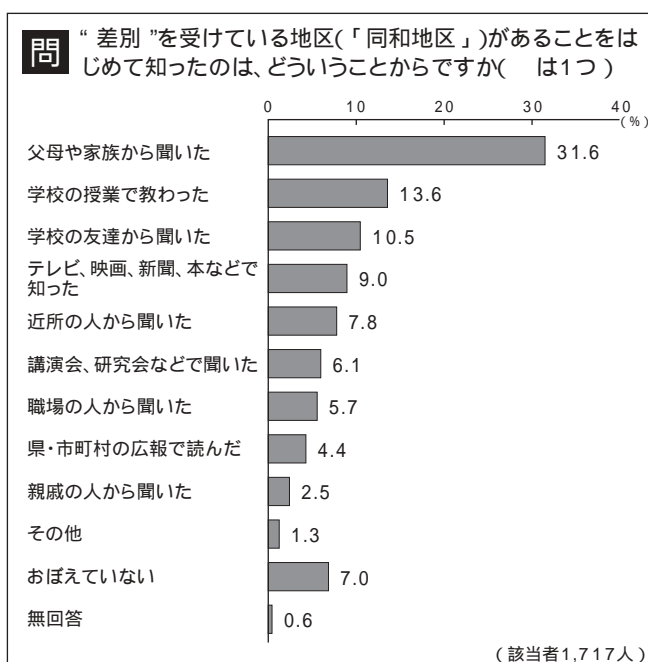
- ・銀閣の庭園をつくったり、人体の解剖をして杉田玄白に初めて説明したのは被差別身分の人々であるなど、社会の発展に貢献してきたこと。
- ・渋染一揆や水平社運動など、差別に立ち向かった被差別部落の人々の様子。

世俗的差別が加わっても、政治的差別により、身分を固定化し、賤視と排除を政治的に根柢のあるものとした歴史的役割は大きい。また、解放令後、就職や教育の機会均等の権利が保障されなかったために、同和地区の地域的困窮が一気に進んだと考えられている。

小学校の教科書では賤称語である「えた・ひにん」は使わず、「きびしく差別された人々」等と記述されている。部落差別は現存しており、「えた・ひにん」は賤称語であることを押さえる必要がある。

(6) 資料

資料1 「アンケート結果」



人権問題に関する県民意識調査報告書(平成11年島根県)より

小学校歴史教科書から学ぶ

問 下の空らんに入る適切なカードを、それぞれ選んでみましょう。

平成3年度改訂

平成7年度改訂

平成13年度改訂

身分制度の記述はどのように変わったか？

武士（士）と、農民（農）町人との身分に分け支配しました。町人には、職人（工）と商人（商）をふくんでいました。

「士と農工商」という武士が農民と町人を支配する身分制度をつくりあげていきました。

人口の多くをしめていたのは、村に住む村人（百姓）と、都市にクラス町人（職人・商人）でした。村には、農村のほか、漁村、山村などいろいろあり…。都市には、城下町や門前町、港町などがあり…。

Q1：「差別された」とされる人々の記述は、どう変わったか？

Three empty rounded rectangular boxes connected by arrows for Q1.

Q2：身分上きびしく差別された人々への差別の実態の記述は、どう変わったか？

Three empty rounded rectangular boxes connected by arrows for Q2.

Q3：身分上きびしく差別されてきた人々が社会を支えてきた記述は、どう変わったか？

Three empty rounded rectangular boxes connected by arrows for Q3.

学習用カードについて

* 下のカード部分を切り取って学習に使います。
カードの順はワークシートの解答となっています。

Q1：「差別された」とされる人々の記述は、どう変わったか？

さらに低い身分を置き、他の身分と分断して支配しました。

低い身分を置き、他の身分と分断して支配しました。

村人や町人とは別にきびしく差別された身分の人々もいました。

Q2：身分上きびしく差別された人々への差別の実態の記述は、どう変わったか？

人々の好まない役目を負わされ、職業も限られました。そして、住むには向かない場所に住まわされ、他の身分の人との交際も禁じられるなど、きびしく差別された生活をしいられました。

河原やあれ地などの条件の悪いところに住まわされ、つらい役目を負わされました。そして、村の行事や祭りへの参加を禁じられるなど、他の身分の人との交際を禁じられました。

住む場所や身なりを決められ、村や町の行事や祭りに参加できないなどの差別を受け、幕府や藩も差別を強めました。

Q3：身分上きびしく差別されてきた人々が社会を支えてきた記述は、どう変わったか？

農業をはじめさまざまな仕事をして負担分をおさめ、農村や町の人々にとって役立つ用具をつくるなどして生活し、社会を支えました。

農業をはじめさまざまな仕事をしながら、助け合って生活し、税をおさめました。そして、人々の日常生活に役立ついろいろな用具をつくるなどして、社会を支えました。

農業をはじめさまざまな仕事をしながら税をおさめ、人々の生活に必要な日常の用具をつくるなどして社会を支えました。また、伝統的な芸能などの、文化を伝えました。

人口があまり増えなかった江戸時代に、この人々の住む村の人口は増えていっています。

参考資料：部落の歴史の見直し ～差別を受けた人々と経済力～

近年、全国の部落の歴史を見直す中で、江戸時代の差別を受けた人々が経済的には必ずしも低位ではなかったことが分かってきました。中には、一般の村と変わりがないほどの田畠を持つ村もあったようです。

島根県においても同じようなことが分かってきています。例えば、江戸末期のある山間地域の家屋は、便所・倉庫を除く居住部分の面積の平均は10.6坪でした。それに対して、明治2年にある山間地域での差別を受けた人々の家屋の居住部分の平均は10.5坪でした。また、資料によれば、差別を受けた人々の家屋の構造は、10軒の内、中礎石を持つものが7軒で、掘立柱のものが3軒でした。

このことから、差別を受けた人々の家の規模と構造は、一般の村人のものとそんなに変わらなかった事が分かります。また、差別を受けた人々がだいに経済的に豊かになった結果、変わらなくなったというよりは、本来そんなに差がなかったと考えられます。

このように、部落の歴史は現在も見直しが進められているところです。そして、その成果が、今回学習したように、学校の教科書にも取り入れられつつあるのです。

(「教育センターだより」より)

楽しい語らい

(1) 学習のねらい

外国の人たちと語り合うことを通して、異文化が独自に培ってきた価値観を理解し、地域の住民として、「共に生きる」社会を構築していく態度を養う。

(2) 準備するもの

飲み物・お茶菓子（できれば参加者の国のもの）などを用意し、楽しく交流できるようにする。

(3) 進め方

参加人数に応じてグループをつくる。

（7～8人程度）

アイスブレイキング

母国語での挨拶の仕方などを教えてもらいながら自己紹介をする。

交流・懇談内容の例

司会、挨拶、その他、共に役割を分担する。

外国の人に、日本へ来た経緯・日本での生活・苦労したこと・辛かったこと・うれしかったこと・願いなどを語ってもらう。（参加者からの質問も受け付ける。）

お互いの生活習慣の相違点を出し合い、異なる点はどのようなことから出てくるのかを考える。

お互いの違いを認めながら「共に生きる」社会を築いていくためには何が大切かを話し合う。

グループの人たちの母国語で、「あなたと私は友達」という言葉を教えてもらい終わる。



(4) コメント例

島根県においては、外国人登録者の数が10年間で3倍近くに増加し、平成14年末現在で約5千人あまりとなっています。国際化の進展にともない、外国人や外国の文化に接する機会が確実に増加しているといえます。

しかしながら、平成11（1999）年6月の「県民意識調査」によれば、異なる文化を受け入れることに対する不安や抵抗感を持つ人も少なくないことが分かります。例えば、外国人の日本での生活について、「それぞれ民族の文化や生活習慣を尊重し、いろいろな文化が共存できる社会をつくるべき」と答えた人が66.4%であるのに対し、31.3%の人が「日本の文化や生活習慣に順応すべき」と回答したことなどからも、外国の人と接する事への抵

抗感が少なからずあることが伺われます。

また、「外国人という理由でアパートを貸すのを断ったのは差別だと思う」という意見は38.1%なのに対し、「差別とはいえないと思う。」という意見は32.0%となっており、外国人が日本で生活する上では、まだまだ不便を感じる人が多いという現状があります。このような中で、私たちには、国際的な視野を広めるとともに、相手を正しく理解し、互いの人権が尊重される地域社会を創造していくことが求められています。

現在、島根県では（財）しまね国際センターにおいて、外国人を対象にしたさまざまな施策（生活便利手帳・マップ・英語情報誌の発行等）を進めています。また、学校教育においては、外国の子どもたちへの日本語指導に取り組んだり、「総合的な学習の時間」等において、国際理解教育に積極的に取り組んでいる学校もあります。これらの取組を通して、外国の人たちとともに共生していく社会づくりを進めているところです。

さて、今回は外国人の方を招いて、直接交流する機会を持ちました。同じ目的を持って活動することにより、肌の色や言葉は違っても、互いに気持ちを通い合わせることの素晴らしさや喜びを実感していただけたのではないのでしょうか。そして、相手をより身近な存在として感じてもらえたのではないのでしょうか。

このことが、相手の立場に立って物事を考えたり、互いの人権を尊重したりすることにつながり、ひいては異なる文化を持つ人々とともに協調して生きていく社会づくりへと発展していくものと考えます。この交流がきっかけとなり、さらに交流の輪が広がっていくことを願っています。

（５）学習を深めるために

地域のボランティア団体・外国人支援団体などと事前に連絡を取り、必要に応じて参加人数の依頼をする。

当日の会について、企画段階から外国の人たちに入ってもらって、一緒に計画を立てる。

ファシリテーターは、外国の方の立場に立って進めるよう配慮する。

料理交流（一緒に母国の料理をつくる）または、各国の食べ物を持ち寄り、みんなで会食しながら交流する方法もある。

母国の歌を通して、歌唱指導をする中で、交流を図ることもできる。

参考資料：ヒューマンライツインながの・社会教育編（長野県教育委員会）

エイズについて考えよう

(1) 学習のねらい

エイズに対する正しい知識を持ち、偏見や差別をなくすために自分ができることを考える。

(2) 準備するもの

- ・筆記用具 ・のり ・貼り付け用台紙 ・ワークシート ・学習カード
- ・学習用パンフレット（エイズ理解・予防に関する中学生用パンフレット）

(3) 進め方

エイズ啓発パンフレットを参考にしながらワークシートに記入する。（15分）

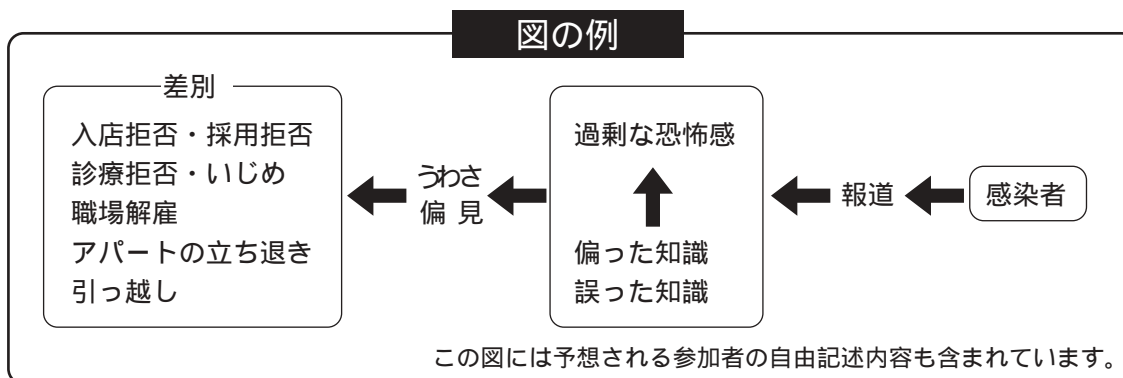
（*エイズに対する正しい知識を得るためのワークシートであり、作業後はファシリテーターが学習用パンフレットを資料に解説する。）

カードを使いエイズにより差別問題が起きた流れを予想して、グループごとに図にまとめる。

（*台紙にカードを貼り付けたり、矢印や必要な文言を各グループごとに書き加える。）

（15分）

（コメント1）



差別が起きないようにするためにはどうしたらよいか、自分たちにできることは何かをグループで話し合い、発表する。（10分）

（コメント2）

予想される発言例

- * 研修会等に積極的に参加し、エイズについての正しい知識を得る
- * 患者や感染者の立場になって平素の自分たちの言動を見直す
- * プライバシーを大切にする職場環境や地域づくりを行う
- * 行政や報道機関への積極的な働きかけ

学習のふり返しをする。

(4) コメント例

1 差別問題の背景には必ず偏見があります。具体的な差別の事例を分析し、偏見がどのような状況から生まれてきたのかを探る中で、その問題の本質を捉えることができます。このエイズの問題は、病気感染の恐ろしさばかりが強調されて報道された事により、「HIVは感染力の弱いウイルスである」ことや「正しい知識を持っていれば感染を予防することが可能である」ことが正確に伝わらず、過剰な恐怖感だけをあおる結果となっていました。正しい知識が正確に伝わらなかったところに、エイズに対する偏見や差別が生じたと言えるでしょう。

2 エイズに対する知識がいきわたっていなかった頃、アメリカやヨーロッパでもエイズパニックがおこり、人々を恐怖に陥れました。感染した子どもが登校を拒否されたり、その子どもたちの家が何者かに放火されたこともありました。

日本でもエイズに対する誤った情報が氾濫し、エイズに対する偏見が広がる中で、血友病患者や同性愛者に対する差別問題が起きました。血友病である、同性愛者であるというだけで職場を解雇されたり、就職、入学を拒否されたり、学校で仲間はずれやいじめにあったり、近所の人のいやがらせから引っ越しをしなくてはならなくなったりと、深刻な人権問題が発生しました。

現在でも、社会の中にエイズに対する偏見や差別が残っています。そのために、患者や感染者の多くの人が自らの不安や苦しみを明らかにできないという現状があることを、私たちの社会の問題として考えていく必要があります。

エイズ差別と闘う

*元プロバスケットボールのスター選手「マジック・ジョンソン」は1992年に全米オールスター戦に特別出演し、多くのファンから拍手喝采を浴びました。その前年には彼は、HIVに感染していることを発表しています。彼はHIVに感染しても長く元気で過ごせることをプレーを続けることで人々に示しました。引退してからは政府のエイズ対策委員を務め、エイズ予防キャンペーンやチャリティを行っています。

3 エイズに対する正しい知識を持つことは、エイズに対する偏見をなくし、患者や感染者に対する差別することの誤りに気づくことにつながります。そして、地域や職場での人権擁護、プライバシー保護、エイズ教育の実施、カウンセリング体制の整備・充実等を進めることにより、エイズとともに生きる社会を実現していくことができます。

エイズは決して特定の人たちの病気ではなく、だれでも感染する可能性があります。私たちは、エイズを自分達の問題として正面から受け止め、患者や感染者に対する理解を深め、感染者や患者の人権を守る社会を創造していくことが大切です。

(5) 学習を深めるために

参加者が正しい知識を得るために、医療関係者と協力して進めることが効果的である。

予備資料として、エイズ患者数の推移や感染者を支えるための組織的な取組等の資料を用意して、話し合いの状況に応じて紹介していくことが大切である。

県内の保健所では、エイズに関する不安や疑問に答えるために相談窓口を設置していることや、小学校・中学校・高等学校に対してのエイズ出張講座を実施していることを紹介することも大切である。

エイズに関する資料（学習用パンフレット等）については、島根県健康福祉部薬事衛生課、または各健康福祉センター地域保健課までお問い合わせ下さい。

エイズに関する問い合わせ先

隠岐支庁健康福祉局	隠岐保健所	TEL 08512-2-9712
松江健康福祉センター	松江保健所	TEL 0852-23-1351
木次健康福祉センター	雲南保健所	TEL 0854-42-9638
出雲健康福祉センター	出雲保健所	TEL 0853-21-1191
川本健康福祉センター	県央保健所	TEL 0855-72-9689
浜田健康福祉センター	浜田保健所	TEL 0855-29-5554
益田健康福祉センター	益田保健所	TEL 0856-31-9548
島根県健康福祉部	薬事衛生課	TEL 0852-22-5254

ワークシートの解説

* HIV感染ルート 性行為感染・血液感染・母子感染

* 感染する体液

【 感染する可能性がある 血液・精液・膣分泌液・母乳 】

【 可能性がない 唾液・尿・鼻水・汗・涙 】

* 感染者が出産する場合、治療をすれば感染を5%以下にできる。

* 解答 と が

(6) 資料

ワークシート

学習用パンフレット(エイズ理解・予防に関する中学生用パンフレット)を参照しながら、次のワークシートをしましょう。

* 次の行為でHIVが感染する可能性のあるものに 印をして下さい。	
同じ食器を使って食事をしました。	
握手をしたら、汗がつかしました。	
蚊やノミが自分を刺しました。	
感染者の使用後の洋式トイレに続けて座りました。	
一つのコップしかなかったので、そのまま回し飲みをしました。	
キスをしました。	
歯ブラシを一緒につかいました。	
お風呂に一緒に入りました。	
同じ注射針を使って注射をしました。	
コンドームをつけずにセックスをしました。	

学習カード

「感染者」

「うわさ」

「偏った知識」

「過剰な恐怖感」

「差別」

「診療拒否」

「入店拒否」

「採用拒否」

「偏見」

人権教育指導資料 概要版

(島根県教育委員会 ・ 2002年3月発行)

基本方針

島根県人権施策推進基本方針

2000年9月策定

基本理念

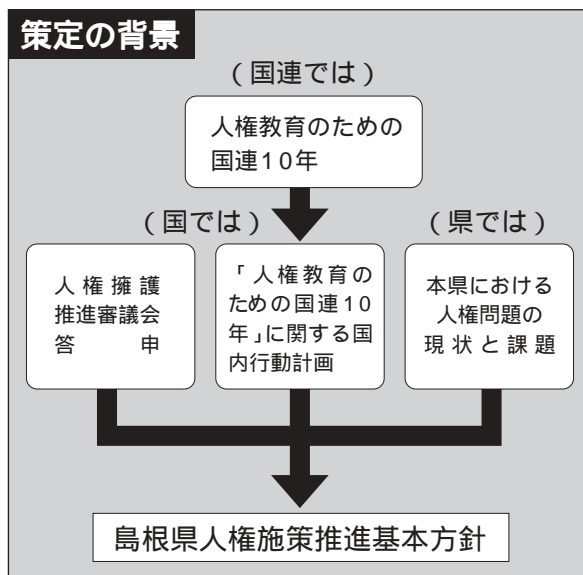
「共生の心」の醸成

一人ひとりの個性、違いを尊重し、様々な文化や多様性を認め合い、すべての人の人権が尊重され、共に支え合う「共生の心」の醸成に努めます。

「人権という普遍的な文化」の創造

人権が人々の思考や行動の基準として日常生活に根付き、次の世代に引き継いでいけるような「人権という普遍的な文化」の創造を目指します。

策定の背景



第1章 人権教育推進の基本的な方向

人権教育とは

「知識と技術の伝達及び態度の形成を通じ、人権という普遍的文化を構築するために行う研修、普及及び広報努力」

(「人権教育のための国連10年」に関する国内行動計画)

「人権尊重の精神の涵養を目的とする教育活動」

(人権教育及び人権啓発の推進に関する法律)

同和教育の成果と手法を生かす

同和教育の実践の中で培われてきた「理念」「方法」「教材」「研究組織」等を生かす。

進路保障の取組 = すべての児童生徒の希望する進路の実現を阻む差別等をなくすとともに、一人一人が豊かな自己実現を図っていけるような総合的な取組

差別の現実から学ぶ = 人権問題にはそれぞれ差別の実態があり、そこから教育課題を見いだすことが必要

同和教育をすべての教育活動の基底にすえる

- ・ 人権を守り、尊重する視点 = あらゆる場において人権を守る姿勢が貫かれているか
- ・ 差別をなくす実践力を高める視点 = 人権意識を高める取組がなされているか

人権教育のめざす方向

これからの人権教育は知識の伝達ばかりでなく、日常生活の中で生かせるような技術（スキル）や態度を育むことを内容とする。

人権教育の4つの側面を大切にす。

人権のための教育

- ・人権の確立そのものを目的とした教育
= 全教育活動の中で人権の尊重と人権の確立をめざすもの

人権としての教育

- ・教育権としての人権を保障する教育 = 教育権の保障、進路保障の具体的取組

人権を通じての教育

- ・人権という価値観にふさわしい方法や雰囲気のもとで教育が進められること
= 教育の過程そのものが、人権を大切にしたものとして実施されること

人権についての教育

- ・人権についての考え方や人権に関する法律・諸条約、さまざまな人権問題について理解と認識を深める教育
= 人権問題について具体的な実態や現実から学ぶこと

普遍的、個別的両面からアプローチする。

- ・普遍的な視点からのアプローチ = 法の下での平等、個人の尊重など
- ・個別的な視点からのアプローチ = 重要課題の解決に向けた取組

重要課題 女性 子ども 高齢者 障害者 同和問題
外国人 患者及び感染者等 さまざまな人権問題

第2章 人権一般の普遍的な視点からの取組

学校教育

従来から、さまざまな人権に関する学習を実践している。

- ・同和教育・福祉教育・エイズ（性）教育など社会生活を営む上で必要な知識・技術・態度などを身につける。
- ・人権教育のねらいを学校教育目標等の中に位置づける。
- ・児童生徒が安心して楽しく学ぶことのできる環境を確保する。
- ・人権の視点を持った多様な体験活動の機会を充実する。

教職員の人権意識を高め、実践的な指導力を養成する。

社会教育

生涯学習の視点に立って、ライフサイクルに応じた多様な教育を展開する。

親子ともに人権感覚が身につくような家庭教育・啓発を充実する。地域社会において人権教育を推進していく指導者の資質の向上を図る。

日常生活の中で人権尊重の精神を高めるような学習プログラムを開発する。

学校教育・社会教育両面からの取組・連携が重要

第3章 重要課題に対する取組

1 女性

女子差別撤廃宣言(1967)
女子差別撤廃条約(1979)

改正男女雇用機会均等法
男女共同参画2000年プラン
男女共同参画社会基本法

課題

- ・性別による固定的な役割分担意識等による男女の不平等感の存在
- ・女性に対する暴力
- ・セクシャルハラスメント

指導の重点

学校教育

男女平等を推進する教育

教職員の研修(男女共同参画に関する理解の促進)

家庭・地域社会との連携

社会教育

男女共同参画社会の形成

ニーズに対応した学習機会の提供と研修の推進

- ・固定的性別役割意識の解消
- ・セクシャルハラスメントに関する教育
- ・女性に対する暴力に関する教育

2 子ども

児童の権利に関する条約
(子どもの権利条約)(1989)

児童福祉法(1947)
児童憲章(1951)
児童虐待の防止等に関する法律
(児童虐待防止法)(2000)

課題

- ・後を絶たないいじめや体罰などの人権侵害
- ・児童虐待の増加
- ・不登校や家庭へのひきこもりなどの問題の深刻化
- ・子どもの個性と人権を尊重し、一人ひとりの子どもの豊かな自己実現を図る教育の推進

指導の重点

学校教育

「児童の権利に関する条約」などの理解促進

いじめ問題への取組

豊かな自己実現を図るための取組

- ・ **自尊感情** の育成

体罰の禁止と子どもへの虐待の禁止

社会教育

「児童の権利に関する条約」などの理解促進

いじめ問題の取組

子どもの虐待防止

健全育成に向けての取組

指導者の養成と相談・支援体制の充実

3 高齢者

高齢化に関する
国際行動計画(1982)
高齢者のための国連原則(1991)
国際高齢者年(1999)

高齢社会対策基本法(1995)
高齢者対策大綱(2000)
島根県高齢者対策推進計画(1988)
島根県老人保健福祉計画(2000)

課題

- ・「老い」は暗いものだという偏見、高齢者の人権の侵害
- ・高齢者の豊富な経験や知識が活用される環境づくり
- ・福祉教育・啓発の推進と生きがいづくりや就労対策の促進

指導の重点

学校教育

高齢者と高齢社会に対する基礎的理解
と認識
世代間交流や人材活用の促進
福祉教育の推進

社会教育

高齢者のための国連原則の理解と認識
高齢者の人権保障
生きがいづくり
就労対策の推進
相談体制・支援体制の整備と充実

4 障害者

国連・障害者の10年
(1983~1992)

障害者基本法(1993)
障害者対策に関する新長期計画
障害者プラン(1995)
障害者の雇用の促進等に関する法律
(身体障害者雇用促進法)(1998)

課題

- ・障害者に社会的不利(差別)をもたらす物理的・社会的障壁の除去
- ・障害者に対する偏見、差別などの意識や態度の変革

指導の重点

学校教育

障害児を支える取組
交流学習
障害等に配慮した教育
進路保障に向けての取組

社会教育

障害及び障害者への理解促進
障害者への情報提供
就労等自立支援

5 同和問題

「人権教育のための国連10年」
に関する国内行動計画
(1995)

同和対策審議会答申(1965)
島根県同和対策推進計画(1996)
島根県人権施策推進基本方針(2000)

人権問題の重要な柱と位置づけ

課題

- ・結婚問題を中心とした差別意識の残存
- ・差別意識解消に向けての教育・啓発の推進
- ・同和地区の人々に対する差別発言・差別落書きなどの問題の発生

指導の重点

学校教育

進路保障の取組

- ・進路保障を阻む要因の除去
- ・自らの将来を切り拓いていく意欲と態度の育成

人権意識を高め、差別をなくす実践力を培う取組

教職員が差別をなくし、人権を尊重する姿勢を貫く取組

社会教育

学習内容の創造

学習方法の創意工夫

指導者の養成・確保と力量向上の取組
住民が学習の主体者となって進める取組

企業等における取組

6 外国人

国際化の著しい進展
日本在住の外国人の増加

出入国管理及び難民認定法改正
(1990)
人権擁護推進審議会答申
(1999)

課題

- ・在住外国人に対する偏見や差別の解消
- ・文化の多様性を受け入れ、国際的視野に立った共生社会の構築

指導の重点

学校教育

互いの文化や習慣を尊重する態度を育てる教育活動の推進

対象児童生徒を支える取組

教職員の研修と児童生徒理解

学校の指導の方向、指導者の願いの家庭や地域への発信

社会教育

交流を深める活動の充実

企業における取組

永住外国人に対する取組

在住外国人への情報の提供

7 患者及び感染者等

HIV感染者

- ・認識不足、偏見による医療拒否、就職・入学の拒否などの差別
- ・血友病患者への差別

ハンセン病患者

- ・「らい予防法」廃止(1996)後も残る差別

O-157感染症患者 その他の難病(特定疾患)

課題

- ・差別や偏見を持たないための病気に関する正しい認識
- ・「苦しさ」「つらさ」など相手の立場に立って考えられる態度の育成

指導の重点

学校教育

- HIV感染者等に対する差別・偏見をなくすための教育の推進
- ハンセン病に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- O-157に関する正しい知識の普及・啓発の推進
- 難病に関する正しい知識の普及・啓発の推進

社会教育

- 基本的態度
- 地域ぐるみの取組
- 関係機関との連携
- 啓発活動の推進

8 さまざまな人権問題

犯罪被害者 生命・身体・財産上の直接的被害、精神的被害、経済的困窮、無責任な中傷・差別

アイヌの人々 独自の歴史や文化への無関心や誤った認識からくる、結婚や就職をはじめとする差別・偏見

刑を終えて出所した人等 犯罪を犯した人に対する差別と偏見、その家族に対する差別や人権侵害

その他の人権問題

- ・プライバシーをめぐる問題
- ・情報通信メディアを悪用した差別的情報の掲示
- ・社会に残存する非科学的で不合理な迷信が原因の差別・偏見

指導の重点

学校教育

- 困難を抱えている児童生徒を大切にしたい集団づくり
- 人権尊重と共生の社会への認識の深化
- 児童生徒のプライバシーの保護
- 物事を科学的、論理的に捉える能力や態度の育成
- 差別をしない、させない、許さない生き方の育成

社会教育

- 子どもの模範となるべき大人としての自覚の高揚
- 物事を科学的、論理的に捉える能力や態度の育成
- 倫理観や人権意識の高揚
- 人権侵害や差別性を見抜く力の養成
- 教育・啓発活動の多角的な推進

人権教育事例集(社会教育編)編集協力委員

(50音順 敬称略)

- 石 田 美 吉 (松江市教育委員会地域教育コーディネーター)
- 梅 津 益 美 (浜田市教育委員会教育指導主事)
- 大 畑 伸 幸 (益田市教育委員会地域教育コーディネーター)
- 木 村 真 介 (瑞穂町立瑞穂小学校教諭)
- 杉 原 周 太 (平田市教育委員会人権同和教育指導員)
- 福 井 一 成 (大田市立志学小学校教頭)
- 横 田 康 (隠岐島後教育委員会地域教育コーディネーター)

人権教育事例集(社会教育編)

平成15年3月発行

編集・発行

島根県教育庁人権同和教育課

〒690-8502 松江市殿町1番地

TEL(0852)22-6008(代表)